

「札幌市の相談支援の歴史」 と「協議会」

1. 制度の変遷と相談支援事業
2. 札幌市の相談支援事業の歩み
3. 札幌市の協議会の歩みと組織

2022/8/1

「人材育成」と「スキルアップ」研修 新任職員研修

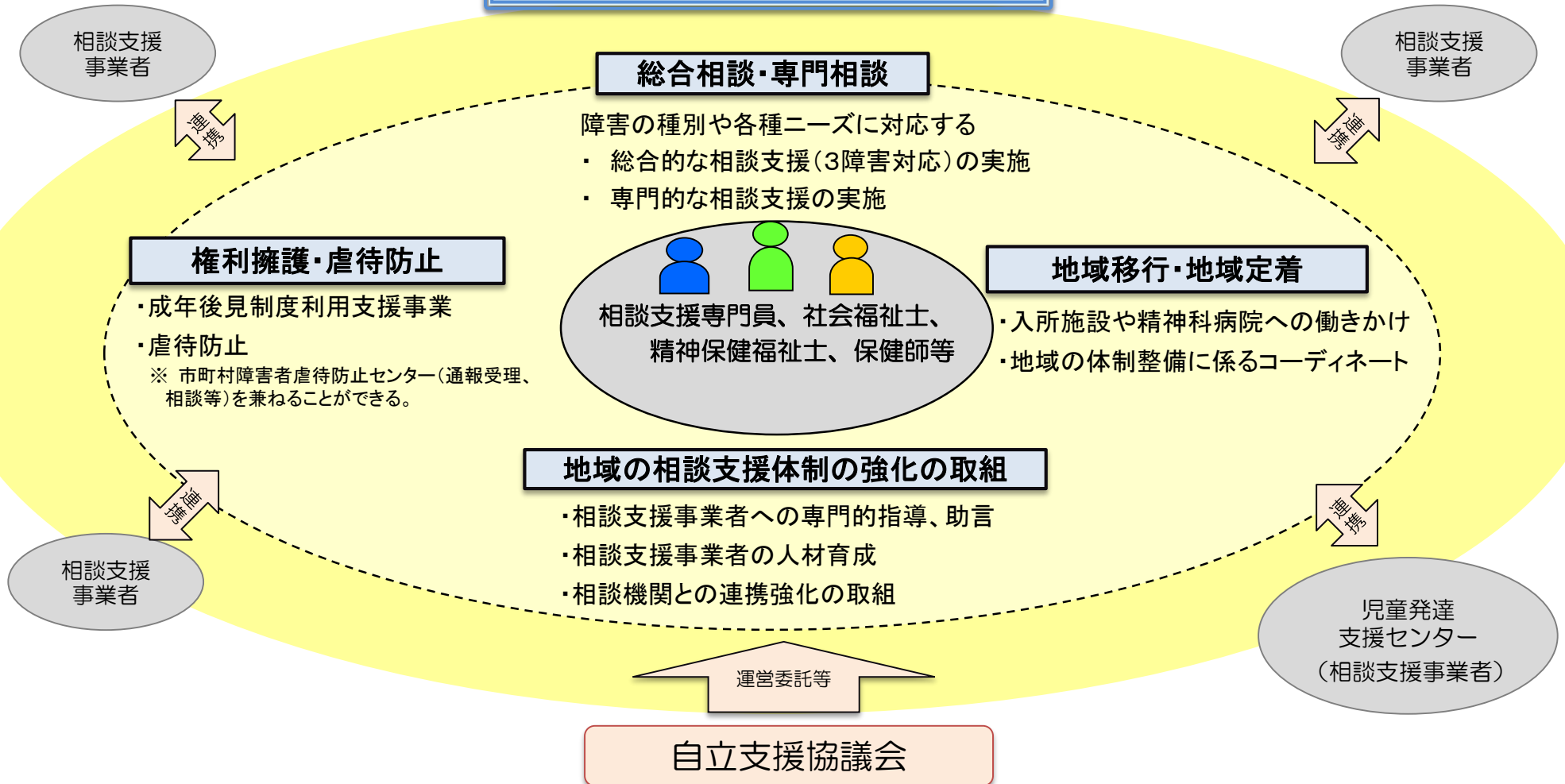
さっぽろ地域づくりネットワーク ワン・オール

林 健一



基幹相談支援センターは、地域の相談支援の拠点として総合的な相談業務（身体障害・知的障害・精神障害）及び成年後見制度利用支援事業を実施し、地域の実情に応じて以下の業務を行う。

基幹相談支援センター



基幹相談支援センターの業務

相談支援事業所の
後方支援

委託相談支援事業所では
扱いづらい事案への支援

ピアサポーターの
後方支援

協議会事務局

基幹相談支援センター
運営委員会事務局

1. 委託相談支援事業者の支援業務

2. 計画（障害児）相談支援の推進業務

3. 地域相談支援の推進業務

4. 障がい当事者による相談支援活動の支援業務

5. 札幌市自立支援協議会の事務局業務

6. その他、札幌市長が認めた業務

H27.4より精神障がい者
地域生活移行支援事業

H28.4よりあんしんのまち
コーディネート業務

トップ お役立ち情報面 協議会・部会情報面 研修情報面 ワン・オール報告面 制度・調査研究面 災害支援情報面

重要ニュース

- 【2020.3.31追加掲載】札幌市からの通知・お知らせ
- 【2020.3.23掲載】障害保健福祉関係主管課長会議について
- 【2019.9.25追加掲載】厚生労働省からの通知
- 【2018.4.2掲載】『さっぽろ障がい者プラン2018』が公表されました
- 【2018.2.6追加掲載】「障害者総合支援法及び児童福祉法」の一部改正 と 障害福祉サービス等報酬改訂

三面記事(更新情報)

- 【3/23】協議会・部会情報面を更新しました。
- 【3/12】ワン・オールブログを更新しました。
- 【1/30】ワン・オール プレス19号を掲載しました。
- 令和元年度第1回運営委員会(令和元年6月6日)議事録
- 平成30年度第2回運営委員会(平成31年2月12日)議事録

お役立ち情報面



札幌市やワン・オールが発信するオリジナル資料のほか、最近の行政からの通知資料です。

もっと読む

協議会・部会情報面



札幌市目立支援協議会についての情報です。

もっと読む

研修情報面



相談支援や関係機関の研修情報が見られます。

もっと読む

ワン・オール報告面



ワン・オールプレスや運営委員会の議事録が見られます。

もっと読む

制度・調査研究面



障害福祉分野や関係する制度について、国レベルの情報です。

もっと読む

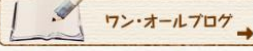
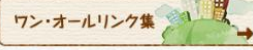
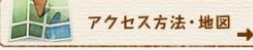
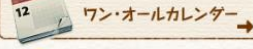
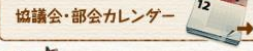
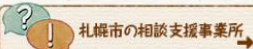
災害支援情報面



障がいのある方の避難支援についての情報です。

もっと読む

ワン・オールとは？



検索: 検索

★発行・連絡先

＜札幌市基幹相談支援センター＞
さっぽろ地域づくりネットワーク
ワン・オール

〒064-0808

北海道札幌市中央区南8条西2丁目
市民活動プラザ星園302号【地図】

TEL 011-213-0171

FAX 011-213-0172

MAIL sapporo@one-all.net

委託相談情報共有
(パスワードが必要です)

ワン・オール プレス

oneall press



第19号

さっぽろ地域づくりネットワーク ワン・オール 広報誌

相談支援従事者研修のカリキュラム改訂について

2020年1月30日発行

相談支援専門員の研修の実施について、告示(「指定計画相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの」等の3告示)の改正が、令和元年9月10日に公布されました。相談支援従事者研修のカリキュラム改訂の内容が示され、令和2年4月1日から適用されることとなりました。(ただし、北海道を含むいくつかの都道府県では、既に改正後の時間数や内容を想定して実施)

まず研修の時間数について、初任者研修は31.5時間(5日間程度)から42.5時間(7日間程度)へと、現任研修については18時間(3日間程度)から24時間(4日間程度)へとそれぞれ変更されました。また初任者研修には、前述の時間数の他に実習も盛り込まれています。(科目は下図参照)

令和2年度以降に初任者研修を受講修了した場合、初回の現任研修受講にあたっては、過去5年間に2年以上の相談支援の実務経験があることが受

講要件となり、その後2回目以降の現任研修受講にあっても、同様の受講要件又は現に相談支援業務に従事していることが受講要件となります。従って、相談支援業務に従事せず、相談支援専門員の任用資格要件を更新するためだけに、現任研修を受講することはできなくなります。また、初任者研修受講修了の翌年度に現任研修を受講修了することもできなくなります。(ただし、令和元年度までに初任者研修等を受講修了している場合は経過措置あり)

令和2年度以降は、告示の公布と同日に発出された、「相談支援従事者研修事業の実施について」の改正にある、標準カリキュラム以上の内容で、相談支援従事者研修が実施されていくこととなります。別に、主任相談支援専門員研修についても平成31年3月に標準カリキュラムが示されており、令和2年度以降、北海道でも主任相談支援専門員研修が開催されることになると考えられます。

相談支援専門員研修の告示別表

初任者研修(新規)		時間数	初任者研修(見直し後)		時間数
講義	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の概要並びに相談支援従事者の役割に関する講義	6.5h	講義	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の概要並びに相談支援従事者の役割に関する講義	5.0h
	ケアマネジメントの手法に関する講義	8h		障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の概要並びにケアマネジメントの手法に関する講義	3.0h
	地域支援に関する講義	8h		相談支援におけるケアマネジメント手法に関する講義	3.0h
演習	ケアマネジメントプロセスに関する演習	11h		ケアマネジメントプロセスに関する講義及び演習	31.5h
合計		31.5h	合計		42.5h
現任研修(新規)		時間数	現任研修(見直し後)		時間数
講義	障害福祉の動向に関する講義	2h	講義	障害福祉の動向に関する講義	1.5h
	地域生活支援事業に関する講義	2h		相談支援の基本認識及びケアマネジメントの展開に関する講義	3.0h
	相談支援の基本認識及びケアマネジメントの展開に関する講義	2h		人材育成の手法に関する講義	1.5h
	協議会に関する講義	2h		相談支援に関する講義及び演習	18.0h
演習	ケアマネジメントに関する演習	12h			24.0h
合計		18h			
主任相談支援専門員研修		時間数	主任相談支援専門員研修		時間数
講義	障害福祉の動向及び主任相談支援専門員の役割と機能に関する講義	9.0h	講義	障害福祉の動向及び主任相談支援専門員の役割と機能に関する講義	9.0h
	運営管理に関する講義	9.0h		相談支援従事者の人材育成に関する講義及び演習	13.0h
講義及び演習	相談支援従事者の人材育成に関する講義及び演習	13.0h		地域援助技術に関する講義及び演習	11.0h
合計		30.0h	合計		30.0h

新設

令和元年度相談支援従事者指導者養成研修会資料

うインドア派ですが、健康のために歩くことが今年の目標です。どうぞ、よろしくお願いします。

編集後記

今号は、独立行政法人 NASVA(ナスバ)からご寄稿いただきました。今年も、ワン・オールの活動紹介や地域で活躍されている方々にもご寄稿いただけるながら、役立つ情報の発信をしていく予定です。

さっぽろ地域づくりネットワーク

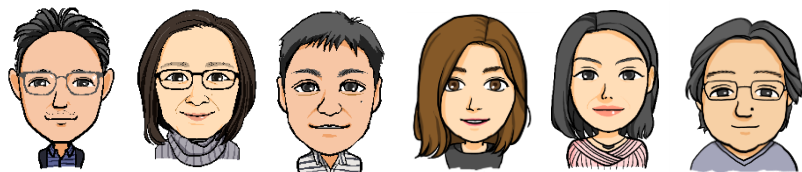
ワン・オール

〒064-0808

札幌市中央区南8条西2丁目 市民活動プラザ星園 302号

TEL:011-213-0171 FAX:011-213-0172

E-mail:sapporo@one-all.net URL: one-all.net



近くにお越しの折には、ぜひお立ち寄りください。

MAIL sapporo@one-all.net

ワン・オールでの個別相談の取り扱いについて



1. はじめに

ワン・オールの役割は相談支援機関等の後方支援と地域生活支援の体制づくりとされ、原則、個別の相談支援は行わないこととされてきました。しかし、H25年の開設当初から様々な相談が持ち込まれる中、市障がい福祉課、相談支援部会等と都度協議しながら、一部の個別の相談支援を実施しているところです。（直近は、H28年6月・相談支援部会）

個別のケースは千差万別でもあり、今後も、その都度協議しながら進んで行きたいと考えています。

2. ワン・オールが個別相談支援を行うケース

ワン・オールでは、委託相談支援事業所で利用登録がされている場合などを除き、委託相談支援事業所等で「相談が受けづらいケース」について、一定期間支援を行います。

具体的には、以下の様なケースが想定されます。

- (1) 市外からの転入に伴う相談で、札幌市内で居住する区が決まっていないケース
- (2) 札幌地方検察庁社会復帰支援室から、直接依頼のあった釈放見込みケース
- (3) 札幌弁護士会から依頼のあった医療保護入院等の退院ケース

※ワン・オールが相談の一次窓口、もしくは優先的窓口に当たるという意味ではありません。また、委託相談支援事業所等で対応していただくことをさまたげるものではありません。

3. ワン・オールが委託相談支援事業所へ個別相談支援の依頼を行うケース

ワン・オールに直接連絡があった場合でも、次のような場合は委託相談支援事業所と十分に

協議の上、個別の相談支援を依頼します。

- (1) 委託相談支援事業所で利用登録がされている場合
- (2) 委託相談支援事業所で利用登録がされていないが、支援を依頼する場合

- ① 市外からの転入で、転入したい区が限定されている場合
 - ・居住する予定の区の委託相談支援事業所に支援を依頼します。
- ② 病院、入所施設、生活保護施設、更生保護施設等利用者の地域移行等に関わる相談
 - ・退院、退所したいケースで、居住する区が決まっていない場合は、施設所在区の委託相談支援事業所に支援を依頼します。ただし、居住する区が決まっている場合は、従来のルールにより、居住区の委託相談支援事業所に支援を依頼します。

※ただし、上記2の(3)「札幌弁護士会から依頼のあった医療保護入院等の退院ケース」は、本人や弁護士と、病院の利益相反関係が想定されることから、委託相談支援事業所と病院との今後の関係性を考慮して、ワン・オールで行うことがあるとして整理されてきています。

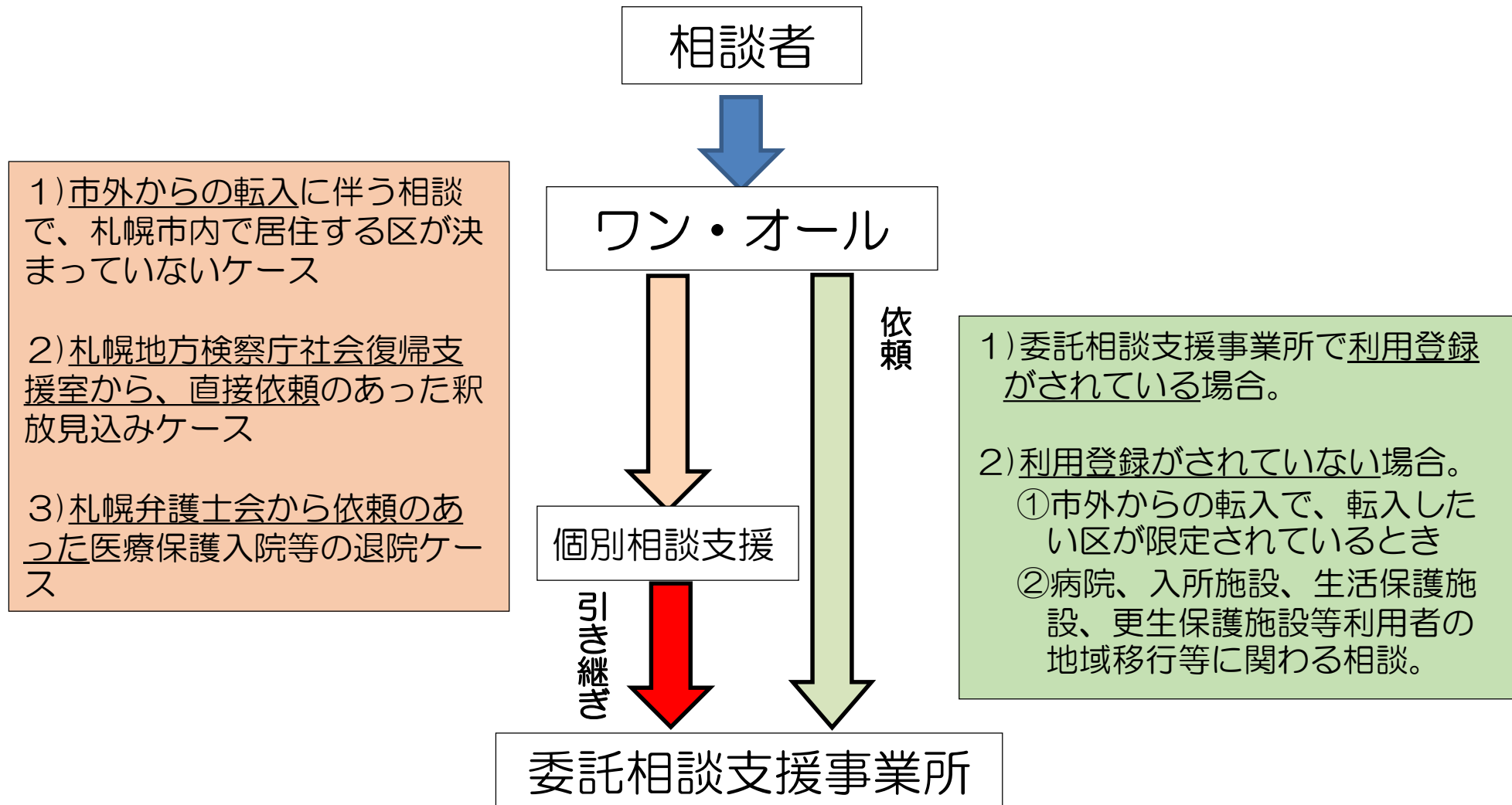
- ③ その他
 - ・関係機関からの相談などで整理できない場合は、その都度相談させていただきます。

4. 委託相談支援事業所への個別相談支援の依頼、引継ぎについて

委託相談支援事業所に相談支援の依頼や引継ぎが必要な場合は、次の通り行います。

- (1) 依頼・引継ぎのルール
 - 区内に事業所が複数ある場合は、直近月の新規登録ケースが少ない事業所へ相談します。
(実績集計表の相談員数一人当たりで算出)
- (2) 依頼・引き継ぎの時期
 - ① 相談があった都度（依頼）
 - ② 一定期間の支援後、居住する区が確定した時（引き継ぎ）
 - ③ 相談支援事業所の利用希望が出された時（引き継ぎ）
- (3) 引継ぎ内容等
 - ① ワン・オールで個別支援を行った場合は、本人及び関係機関の了承を得た上で、経過を含め記録をお渡しするほか、必要な情報を引き継ぎます。
 - ② 必要に応じて、本人及び関係機関に同行するなどして紹介、仲介します。

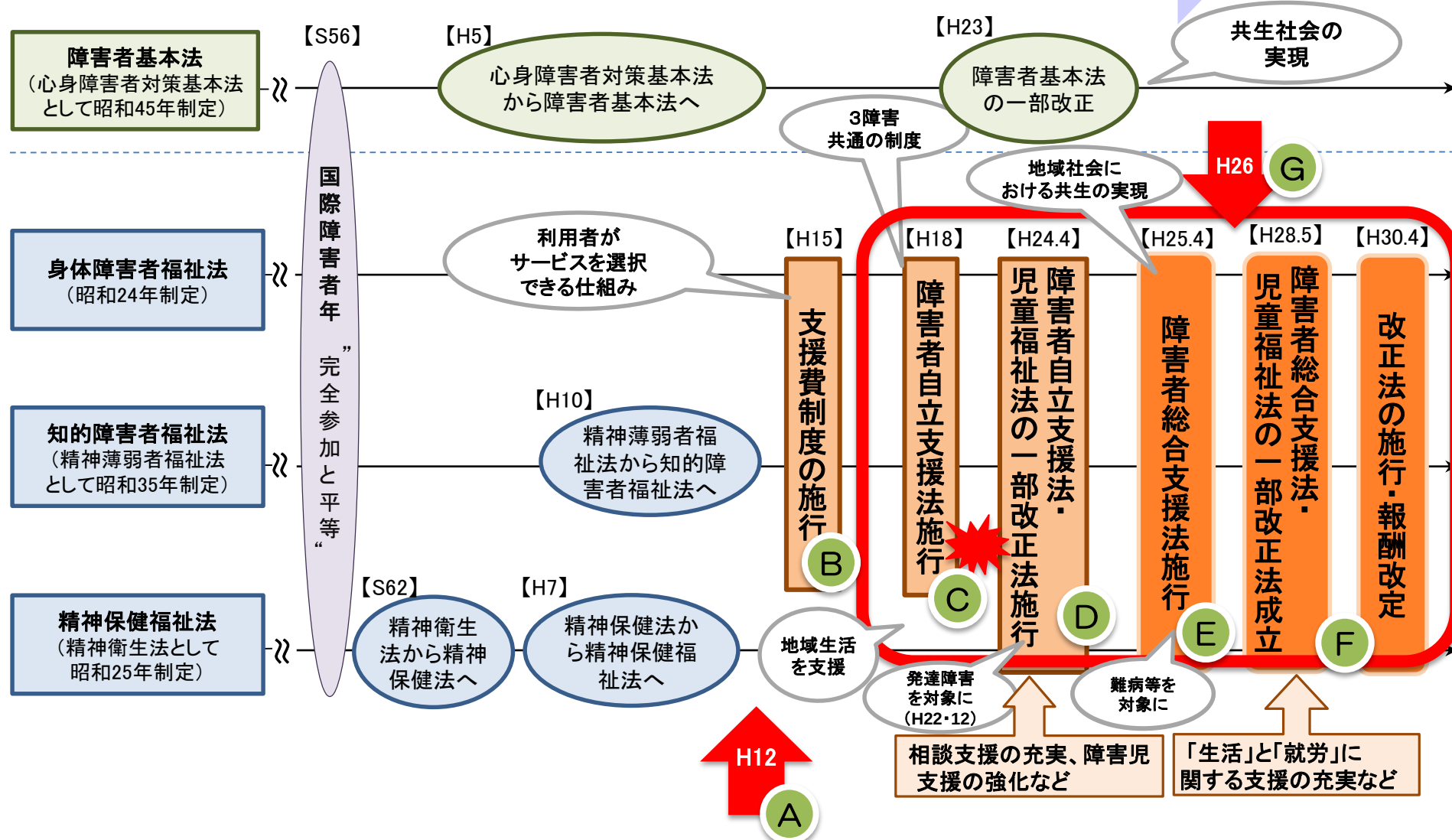
個別相談支援の依頼・引継ぎのイメージ図



1. 制度の変遷と相談支援事業

障害保健福祉施策の歴史

「ノーマライゼーション」理念の浸透



A

社会福祉基礎構造改革について (中間まとめで示された改革の基本的方向等)

- ①サービスの利用者と提供者の対等な関係の確立
- ②個人の多様な需要への地域での総合的な支援
- ③幅広い需要に応える多様な主体の参入促進
- ④信頼と納得が得られるサービスの質と効率性の向上
- ⑤情報公開等による事業運営の透明性の確保
- ⑥増大する費用の公平かつ公正な負担
- ⑦住民の積極的な参加による福祉の文化の創造

⇒これらを受けて、平成12年に社会福祉事業法等改正
「社会福祉事業法」から「社会福祉法」に名称も改正

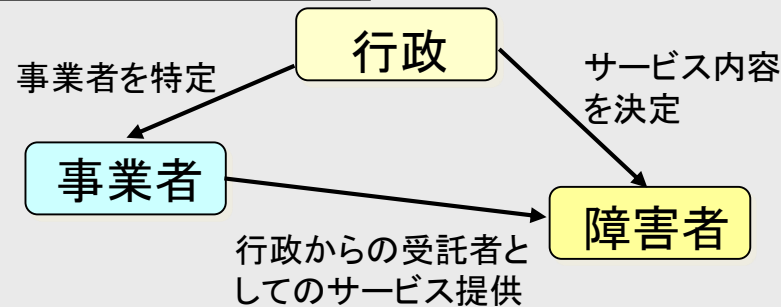
B

措置制度から支援費制度へ(H15)

支援費制度の意義

- 多様化・増大化する障害福祉ニーズへの対応
- 利用者の立場に立った制度構築

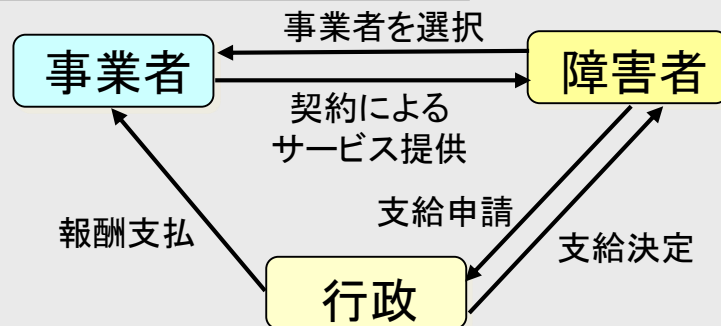
措置制度(～H15)



<措置制度>

- 行政がサービス内容を決定
- 行政が事業者を特定
- 事業者が行政からの受託者としてサービス提供

支援費制度(H15～H18)



<支援費制度>

- 障害者の自己決定を尊重(サービス利用意向)
- 事業者と利用者が対等
- 契約によるサービス利用

「平成18年障害者自立支援法」のポイント

障害者施策を3障害一元化

法律による改革

制定前

- ・3障害ばらばらの制度体系
(精神障害者は支援費制度の対象外)
- ・実施主体は都道府県、市町村に二分化

- 3障害の制度格差を解消**し、精神障害者を対象に
- 市町村に実施主体を一元化**し、都道府県はこれをバックアップ

利用者本位のサービス体系に再編

制定前

- ・障害種別ごとに複雑な施設・事業体系
- ・入所期間の長期化などにより、本来の施設目的と利用者の実態とが乖離

- 33種類に分かれた施設体系を**再編**し、**日中活動支援と夜間の居住支援を分離**
あわせて、「**地域生活支援**」「**就労支援**」のための事業や**重度の障害者**を対象としたサービスを創設
- 規制緩和**を進め既存の社会資源を活用

就労支援の抜本的強化

制定前

- ・養護学校卒業者の55%は福祉施設に入所
- ・就労を理由とする施設退所者はわずか1%

- 新たな就労支援事業を創設**
- 雇用施策との連携**を強化

支給決定の透明化、明確化

制定前

- ・全国共通の利用ルール(支援の必要度を判定する客観的基準)がない
- ・支給決定のプロセスが不透明

- 支援の必要度に関する**客観的な尺度(障害程度区分)**を導入
- 審査会の意見聴取など**支給決定プロセスを透明化**

安定的な財源の確保

制定前

- ・新規利用者は急増する見込み
- ・不確実な国の費用負担の仕組み

- 国の費用負担の責任を強化**(費用の1/2を負担)
- 利用者も応分の費用を負担し、**皆で支える仕組み**に

自立と共生の社会を実現
障害者が地域で暮らせる社会に

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の概要

(平成22年12月3日成立、同12月10日公布)

① 趣旨

公布日施行

- － 障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間における障害者等の地域生活支援のための法改正であることを明記

② 利用者負担の見直し

平成24年4月1日までの政令で定める日（平成24年4月1日）から施行

- － 利用者負担について、応能負担を原則に
- － 障害福祉サービスと補装具の利用者負担を合算し負担を軽減

③ 障害者の範囲の見直し

公布日施行

- － 発達障害が障害者自立支援法の対象となることを明確化

④ 相談支援の充実

平成24年4月1日施行

- － 相談支援体制の強化 { 市町村に基幹相談支援センターを設置、「自立支援協議会」を法律上位置付け、
地域移行支援・地域定着支援の個別給付化
- － 支給決定プロセスの見直し（サービス等利用計画案を勘案）、サービス等利用計画作成の対象者の大幅な拡大

⑤ 障害児支援の強化

平成24年4月1日施行

- － 児童福祉法を基本として身近な地域での支援を充実
(障害種別等で分かれている施設の一元化、通所サービスの実施主体を都道府県から市町村へ移行)
- － 放課後等デイサービス・保育所等訪問支援の創設
- － 在園期間の延長措置の見直し { 18歳以上の入所者については、障害者自立支援法で対応するよう見直し。
その際、現に入所している者が退所させられることのないようにする。 }

⑥ 地域における自立した生活のための支援の充実

平成24年4月1日までの政令で定める日
(平成23年10月1日)から施行

- － グループホーム・ケアホーム利用の際の助成を創設
 - － 重度の視覚障害者の移動を支援するサービスの創設（同行援護。個別給付化）
- (その他)(1)「その有する能力及び適性に応じ」の削除、(2)成年後見制度利用支援事業の必須事業化、
(3)児童デイサービスに係る利用年齢の特例、(4)事業者の業務管理体制の整備、
(5)精神科救急医療体制の整備等、(6)難病の者等に対する支援・障害者等に対する移動支援についての検討

(1)(3)(6)：公布日施行
(2)(4)(5)：平成24年4月1日までの政令で定める日（平成24年4月1日）から施行

地域社会における共生の実現に向けて 新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の概要

1. 趣旨

(平成24年6月20日 成立・同年6月27日 公布)

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて、地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービスの充実等障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、新たな障害保健福祉施策を講ずるものとする。

2. 概要

1. 題名

「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」とする。

2. 基本理念

法に基づく日常生活・社会生活の支援が、共生社会を実現するため、社会参加の機会の確保及び地域社会における共生、社会的障壁の除去に資するよう、総合的かつ計画的に行われることを法律の基本理念として新たに掲げる。

3. 障害者の範囲(障害児の範囲も同様に対応。)

「制度の谷間」を埋めるべく、障害者の範囲に難病等を加える。

4. 障害支援区分の創設

「障害程度区分」について、障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示す「障害支援区分」に改める。

※ 障害支援区分の認定が知的障害者・精神障害者の特性に応じて行われるよう、区分の制定に当たっては適切な配慮等を行う。

5. 障害者に対する支援

- ① 重度訪問介護の対象拡大
- ② 共同生活介護(ケアホーム)の共同生活援助(グループホーム)への一元化
- ③ 地域移行支援の対象拡大
- ④ 地域生活支援事業の追加(障害者に対する理解を深めるための研修や啓発を行う事業、意思疎通支援を行う者を養成する事業等)

6. サービス基盤の計画的整備

- ① 障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標に関する事項及び地域生活支援事業の実施に関する事項についての障害福祉計画の策定
- ② 基本指針・障害福祉計画に関する定期的な検証と見直しを法定化
- ③ 市町村は障害福祉計画を作成するに当たって、障害者等のニーズ把握等を行うことを努力義務化
- ④ 自立支援協議会の名称について、地域の実情に応じて定められるよう弾力化するとともに、当事者や家族の参画を明確化

3. 施行期日

平成25年4月1日(ただし、4. 及び5. ①～③については、平成26年4月1日)

4. 検討規定(障害者施策を段階的に講じるため、法の施行後3年を目途として、以下について検討)

- ① 常時介護を要する障害者等に対する支援、障害者等の移動の支援、障害者の就労の支援その他の障害福祉サービスの在り方
- ② 障害支援区分の認定を含めた支給決定の在り方
- ③ 障害者の意思決定支援の在り方、障害福祉サービスの利用の観点からの成年後見制度の利用促進の在り方
- ④ 手話通訳等を行う者の派遣その他の聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害者等に対する支援の在り方
- ⑤ 精神障害者及び高齢の障害者に対する支援の在り方

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律（概要）

趣 旨

障害者が自らの望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢障害者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しを行うとともに、障害児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充を図るほか、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備等を行う。

概 要

1. 障害者の望む地域生活の支援

- (1) 施設入所支援や共同生活援助を利用していた者等を対象として、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行うサービスを新設する（自立生活援助）
- (2) 就業に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行うサービスを新設する（就労定着支援）
- (3) 重度訪問介護について、医療機関への入院時も一定の支援を可能とする
- (4) 65歳に至るまで相当の長期間にわたり障害福祉サービスを利用してきた低所得の高齢障害者が引き続き障害福祉サービスに相当する介護保険サービスを利用する場合に、障害者の所得の状況や障害の程度等の事情を勘案し、当該介護保険サービスの利用者負担を障害福祉制度により軽減（償還）できる仕組みを設ける

2. 障害児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応

- (1) 重度の障害等により外出が著しく困難な障害児に対し、居宅を訪問して発達支援を提供するサービスを新設する
- (2) 保育所等の障害児に発達支援を提供する保育所等訪問支援について、乳児院・児童養護施設の障害児に対象を拡大する
- (3) 医療的ケアを要する障害児が適切な支援を受けられるよう、自治体において保健・医療・福祉等の連携促進に努めるものとする
- (4) 障害児のサービスに係る提供体制の計画的な構築を推進するため、自治体において障害児福祉計画を策定するものとする

3. サービスの質の確保・向上に向けた環境整備

- (1) 補装具費について、成長に伴い短期間で取り替える必要のある障害児の場合等に貸与の活用も可能とする
- (2) 都道府県がサービス事業所の事業内容等の情報を公表する制度を設けるとともに、自治体の事務の効率化を図るため、所要の規定を整備する

施行期日

平成30年4月1日（2.(3)については公布の日）

障害者の権利に関する条約（国際連合）

第一条（目的）

この条約は、すべての障害者によるあらゆる人権及び基本的自由の完全かつ平等な享有を促進し、保護し、及び確保すること並びに障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的とする。

障害者には、長期的な身体的、精神的、知的又は感覚的な障害を有する者であって、様々な障壁との相互作用により他の者と平等に社会に完全かつ効果的に参加することを妨げられることのあるものを含む。

障害者基本法

第一条（目的）

この法律は、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によつて分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策に関し、基本原則を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の基本となる事項を定めること等により、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

第四条（差別の禁止）

何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。

2 社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによつて前項の規定に違反することとならないよう、その実施について必要かつ合理的な配慮がなされなければならない。

3 国は、第一項の規定に違反する行為の防止に関する啓発及び知識の普及を図るため、当該行為の防止を図るために必要となる情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

障害福祉制度関係の見直しに関するスケジュール

- 平成30年4月施行の改正法の見直し規定を踏まえ、令和3年3月以降、社会保障審議会障害者部会において議論。
- 令和3年12月16日に、中間整理をとりまとめ。一定の方向性を得るに至った障害児支援については、令和4年の通常国会に児童福祉法の改正法案を提出。

		障害児 (児童福祉法)	障害者 (障害者総合支援法)	精神保健福祉 (精神保健福祉法)	障害者雇用 (障害者雇用促進法)	
		社会保障審議会障害者部会		地域で安心して暮らせる 精神保健医療福祉体制 の実現に向けた検討会	労働政策審議会 障害者雇用分科会	
令和3年	10月	↓		↓	↓	
	11月					
	12月					12/16 中間整理
令和4年	1月	↓		↓	↓	
	2月					
	3月					3/4 法案の国会提出
	4月					
	5月 ～					6/13 取りまとめ

児童福祉法等の一部を改正する法律の概要

改正の趣旨

児童虐待の相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等を行う。

改正の概要

1. 子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化及び事業の拡充【児童福祉法、母子保健法】

①市区町村は、全ての妊産婦・子育て世帯・子どもの包括的な相談支援等を行うこども家庭センター（※）の設置や、身近な子育て支援の場（保育所等）における相談機関の整備に努める。こども家庭センターは、支援を要する子どもや妊産婦等への支援計画（サポートプラン）を作成する。

※子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターを見直し。

②訪問による家事支援、児童の居場所づくりの支援、親子関係の形成の支援等を行う事業をそれぞれ新設する。これらを含む家庭支援の事業について市区町村が必要に応じ利用勧奨・措置を実施する。

③児童発達支援センターが地域における障害児支援の中核的役割を担うことの明確化や、障害種別にかかわらず障害児を支援できるよう児童発達支援の類型（福祉型、医療型）の一元化を行う。

2. 一時保護所及び児童相談所による児童への処遇や支援、困難を抱える妊産婦等への支援の質の向上【児童福祉法】

①一時保護所の設備・運営基準を策定して一時保護所の環境改善を図る。児童相談所による支援の強化として、民間との協働による親子再統合の事業の実施や、里親支援センターの児童福祉施設としての位置づけ等を行う。

②困難を抱える妊産婦等に一時的な住居や食事提供、その後の養育等に係る情報提供等を行う事業を創設する。

3. 社会的養育経験者・障害児入所施設の入所児童等に対する自立支援の強化【児童福祉法】

①児童自立生活援助の年齢による一律の利用制限を弾力化する。社会的養育経験者等を通所や訪問等により支援する拠点を設置する事業を創設する。

②障害児入所施設の入所児童等が地域生活等へ移行する際の調整の責任主体（都道府県・政令市）を明確化するとともに、22歳までの入所継続を可能とする。

4. 児童の意見聴取等の仕組みの整備【児童福祉法】

児童相談所等は入所措置や一時保護等の際に児童の最善の利益を考慮しつつ、児童の意見・意向を勘案して措置を行うため、児童の意見聴取等の措置を講ずることとする。都道府県は児童の意見・意向表明や権利擁護に向けた必要な環境整備を行う。

5. 一時保護開始時の判断に関する司法審査の導入【児童福祉法】

児童相談所が一時保護を開始する際に、親権者等が同意した場合等を除き、事前又は保護開始から7日以内に裁判官に一時保護状を請求する等の手続を設ける。

6. 子ども家庭福祉の実務者の専門性の向上【児童福祉法】

児童虐待を受けた児童の保護等の専門的な対応を要する事項について十分な知識・技術を有する者を新たに児童福祉司の任用要件に追加する。

※当該規定に基づいて、子ども家庭福祉の実務経験者向けの認定資格を導入する。

※認定資格の取得状況等を勘案するとともに、業務内容や必要な専門知識・技術、教育課程の明確化、養成体制や資格取得者の雇用機会の確保、といった環境を整備しつつ、その能力を発揮して働くことができる組織及び資格の在り方について、国家資格を含め、施行後2年を目途として検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

7. 児童をわいせつ行為から守る環境整備（性犯罪歴等の証明を求める仕組み（日本版DBS）の導入に先駆けた取組強化）【児童福祉法】

児童にわいせつ行為を行った保育士の資格管理の厳格化を行うとともに、ベビーシッター等に対する事業停止命令等の情報の公表や共有を可能とするほか、所要の改正を行う。

施行期日

令和6年4月1日（ただし、5は公布後3年以内で政令で定める日、7の一部は公布後3年を経過した日、令和5年4月1日又は公布後2年以内で政令で定める日）

今回の見直しの基本的な考え方

1. 障害者が希望する地域生活を実現する地域づくり

障害者が希望する地域生活を実現・継続するための支援の充実／地域共生社会の実現／医療と福祉の連携の推進／精神障害者の地域生活に向けた包括的な支援

2. 社会の変化等に伴う障害児・障害者のニーズへのきめ細かな対応

障害児に対する専門的で質の高い支援体制の構築(※児童福祉法改正法等で対応)／障害者の多様なニーズに応じた就労の促進

3. 持続可能で質の高い障害福祉サービス等の実現

各論点について

1. 障害者の居住支援について

- ・ 医療的ケア、強度行動障害、高次脳機能障害等に対応できる専門人材の配置の推進方策を検討する必要がある。また、在宅等で状態が悪化した強度行動障害を有する者に集中的支援をグループホーム・障害者支援施設等で行うための具体的方策を検討すべきである。
- ・ 自立生活援助において、対象者の状況に応じた適切な支援ができるよう、ICTの活用による効果的な支援や継続的な支援が必要な者の標準利用期間及び更新の在り方について検討すべきである。
- ・ 障害者総合支援法におけるグループホームの支援内容として、一人暮らし等を希望する利用者に対する一人暮らし等に向けた支援や退居後の一人暮らし等の定着のための相談等の支援が含まれる点について明確化すべきである。さらに、現行のグループホームの支援の充実について検討しつつ、障害者が希望する地域生活の実現に向けた多様な選択肢を設ける観点から、指定基準(省令)において、本人が希望する一人暮らし等に向けた支援を目的とする新たなグループホームのサービス類型を検討すべきである。
- ・ 地域生活支援拠点等の整備を推進するため、市町村の整備の努力義務化なども含め、必要な措置を講ずるべきである。
- ・ 障害者支援施設における重度障害者の支援体制の充実に向けて、障害者支援施設が果たしている専門的な支援等における役割を踏まえ、人員配置や支援内容に対する報酬上の評価等を検討するとともに、利用者の地域移行により一層取り組むこと等について検討する必要がある。

2. 障害者の相談支援等について

- ・ 地域の相談支援体制全体の中で各主体が果たす役割・機能を整理し、地域の相談支援体制構築の手引きを作成する等により普及すべきである。
- ・ 相談支援事業の中立・公正性を確保するため、サービス提供事業者からの独立性・客観性を確保する方策について検討すべきである。
- ・ 地域の相談支援の中核である基幹相談支援センターについて、市町村の設置の努力義務化なども含め、必要な措置を講ずるべきである。
- ・ 地域住民の多様な支援ニーズに対応するため、他法他施策による相談支援等との連携強化を図る場合の窓口について基幹相談支援センターが担うことを基本とすることを明確化して周知する必要がある。
- ・ 協議会の機能強化と活性化に向けて、個別の課題から地域の課題を抽出し、解決を図る機能を促進するため、守秘義務規定を設けるべきである。

3. 障害者の就労支援について

- ・ 就労アセスメントの手法を活用して本人の就労能力や適性の客観的な評価や就労に当たっての必要な支援や配慮事項の整理を行い、障害者本人がその能力や適性等に合った一般就労や就労系障害福祉サービスの事業所の選択ができることを目指して、必要な支援を行う新たなサービス(「就労選択支援(仮称)」)を創設すべきである。
- ・ 障害者の希望する一般就労の実現に向けて、企業等での働き始めに週10時間～20時間未満程度から段階的に勤務時間を増やしていく場合や休職から復職を目指す場合において、就労系障害福祉サービスの一時的な利用を法令上可能とすべきである。
- ・ 障害者の就労を支えるための雇用・福祉施策の連携強化に向けて、障害者の就労支援に携わる人材の育成、就労定着支援事業の実施主体に障害者就業・生活支援センター事業を行う者を加えること、障害者就業・生活支援センターが専門的見地からの助言等の基幹型機能も担う地域の拠点としての体制の整備の推進、就労継続支援A型の在り方や役割の整理、重度障害者等の職場や通勤における支援の推進を行う必要がある。

4. 精神障害者等に対する支援について

- ・ 精神保健に関する相談支援が全ての市町村で実施される体制が整うよう、精神障害者に加え、精神保健に関する課題を抱える者に対しても、相談支援を行うことができる旨を法令上規定すべきである。
- ・ 市町村が実施する精神保健に関する相談支援の位置付けを明確にするとともに、市町村保健センター等の保健師増員等、必要な体制整備のための対応を検討すべきである。
- ・ 人権擁護の観点から、家族からの音信がない市町村長同意による医療保護入院者を中心に、精神科病院の理解のもと、精神科病院に入院する患者を訪問し、相談に応じることで、医療機関外の者との面会交流を確保することが必要となる。
- ・ 入院医療を必要最小限にするための予防的取組の充実という視点から、包括的支援マネジメントを推進し、医療、障害福祉・介護その他のサービスを切れ目なく受けられる体制を整備するため、令和6年度の診療報酬・障害報酬の同時改定での評価を含めて検討を進めるべきである。
- ・ 医療保護入院から任意入院への移行、退院促進に向けた制度・支援の充実という視点から、医療保護入院の入院期間を定め、精神科病院の管理者は、この期間ごとに医療保護入院の要件を満たすか否かの確認を行うこととするべきである。また、退院促進措置の対象者を拡大すべきである。
- ・ より一層の権利擁護策の充実という視点から、医療保護入院者や措置入院者に対して告知を行う事項として、入院を行う理由を追加するとともに、医療保護入院の同意を行う家族等は、退院等請求権を有することから、告知を行うことが求められる旨を明文で規定すべきである。
- ・ 医療保護入院について、家族がいる場合でも、当該家族の意向を確認することができない場合は、市町村長が同意の可否を判断できるようにすべきである。
- ・ 本人と家族等との間で虐待等が疑われるケースについて、市町村長が同意の可否を判断できるようにすることについて、課題の整理を行いながら、検討することが適当である。
- ・ 退院後支援のガイドラインについては見直しを行い、退院後支援は、津久井やまゆり園事件の再発防止策を契機とした取組ではないことを明文で規定することが必要である。その上で、広く患者の入院形態を問うことなく患者の意思に基づいた退院後支援が行われるよう、診療報酬における適切な評価を含め、より一層の推進策の検討を行う必要がある。

各論点について(続き)

- ・ 隔離・身体的拘束に関し、切迫性・非代替性・一時性の考え方について、処遇基準告示上で要件として明確に規定するべきである。また、「多動又は不安が顕著である場合」という身体的拘束の要件について、さらに対象を限定し明確化を図るべきである。
- ・ 入院患者に対してより手厚い人員配置のもとで良質な精神科医療を提供できるよう、個々の病院の規模や機能に応じ、適切な職員配置を実現していくことが求められる。
- ・ 精神科医療機関において、すでに実施されている虐待防止措置の推進に加え、従事者等が虐待を発見した場合にこれを自治体に伝えるとともに、伝えられた者の保護を図ることが望ましい。このような仕組みについて、精神科医療機関における虐待行為の早期発見、再発防止に資する実効的な方策となるよう、制度化に向けた具体的な検討を行うべきである。

5. 障害福祉サービス等の質の確保・向上について

- ・ 外部による評価、事業者間の学び合い等により、サービスごとの特性を踏まえた各障害福祉サービスに適した評価の仕組みを検討する必要がある。
- ・ 今後の障害福祉サービス等報酬の改定の検討等に当たって、ストラクチャー、プロセス、アウトカムの3つの視点を持ち、プロセスの視点に基づく報酬の評価をより充実させつつ、併せてアウトカムの視点に基づく報酬の評価についても、導入について研究・検討する必要がある。
- ・ 障害福祉サービス等情報公表制度による事業者情報の公表をさらに促進するための取組を検討する必要がある。
- ・ 障害福祉分野におけるデータベースを整備するとともに、第三者提供の仕組みを設けるべきである。
- ・ 不適切な事業所が多いサービス等の実地指導・監査を重点実施するとともに、都道府県等の実地指導・監査の取組の好事例や指導監査マニュアルの作成等の検討を進める必要がある。

6. 制度の持続可能性の確保について

- ・ 都道府県が行う障害福祉サービス事業者等の指定について、市町村が障害(児)福祉計画との調整を図る見地から意見を申し出ることを可能とし、都道府県はその意見を勘案して指定に際し、必要と認める条件を付することができる仕組みを導入すべきである。
- ・ 障害福祉現場の業務効率化や職員の業務負担軽減を更に推進するため、実証データの収集・分析を進めながら、ICT活用やロボット導入の推進の方策について具体的な検討を行っていくことが必要である。
- ・ 障害福祉職員の処遇改善や職場環境の状況について調査・分析し、現場のニーズや政策目的に照らして、より効果的で簡素な仕組みとなる方策についてさらに検討するとともに、ハラスメント対策を推進するほか、人材の確保・定着方策の好事例の共有を図る必要がある。

7. 居住地特例について

- ・ 介護保険施設等の入所者が障害福祉サービスを利用する場合についても、施設所在市町村の財政負担を軽減するため、介護保険施設等を居住地特例の対象に追加すべきである。

8. 高齢の障害者に対する支援について

- ・ 一律に介護保険サービスが優先されるものではない等の介護保険優先原則の運用の考え方について、具体例を示しながら改めて周知徹底を図ることが必要である。
- ・ 共生型サービスや新高額障害福祉サービス等給付費について、積極的な活用が図られるよう引き続き周知徹底を進めることが必要である。

9. 障害者虐待の防止について

- ・ 自治体間の対応のばらつきを是正するため、障害者虐待に対応する自治体職員に向けて、対応方針の決定等の場面における管理職の参加を徹底するとともに、とるべき対応や留意点を周知する必要がある。また、自治体における弁護士等による専門的な助言体制の確保を推進する必要がある。
- ・ 学校、保育所、医療機関における障害者を含めた虐待防止の取組について、市町村や関係機関との連携を含め、より一層進めていく必要がある。

10. 地域生活支援事業について

- ・ 地域生活支援事業について、個別給付との利用対象者像の関係等の実態把握や整理を行い、報酬改定等の議論の中で、財源を確保しつつ、その在り方を検討する必要がある。

11. 意思疎通支援について

- ・ 意思疎通支援について、地域格差等の課題を解消するために、障害種別や障害特性を考慮しつつ、ICTの利活用促進や意思疎通支援従事者の確保、代筆代読支援の普及に向けた取組等を検討する必要がある。

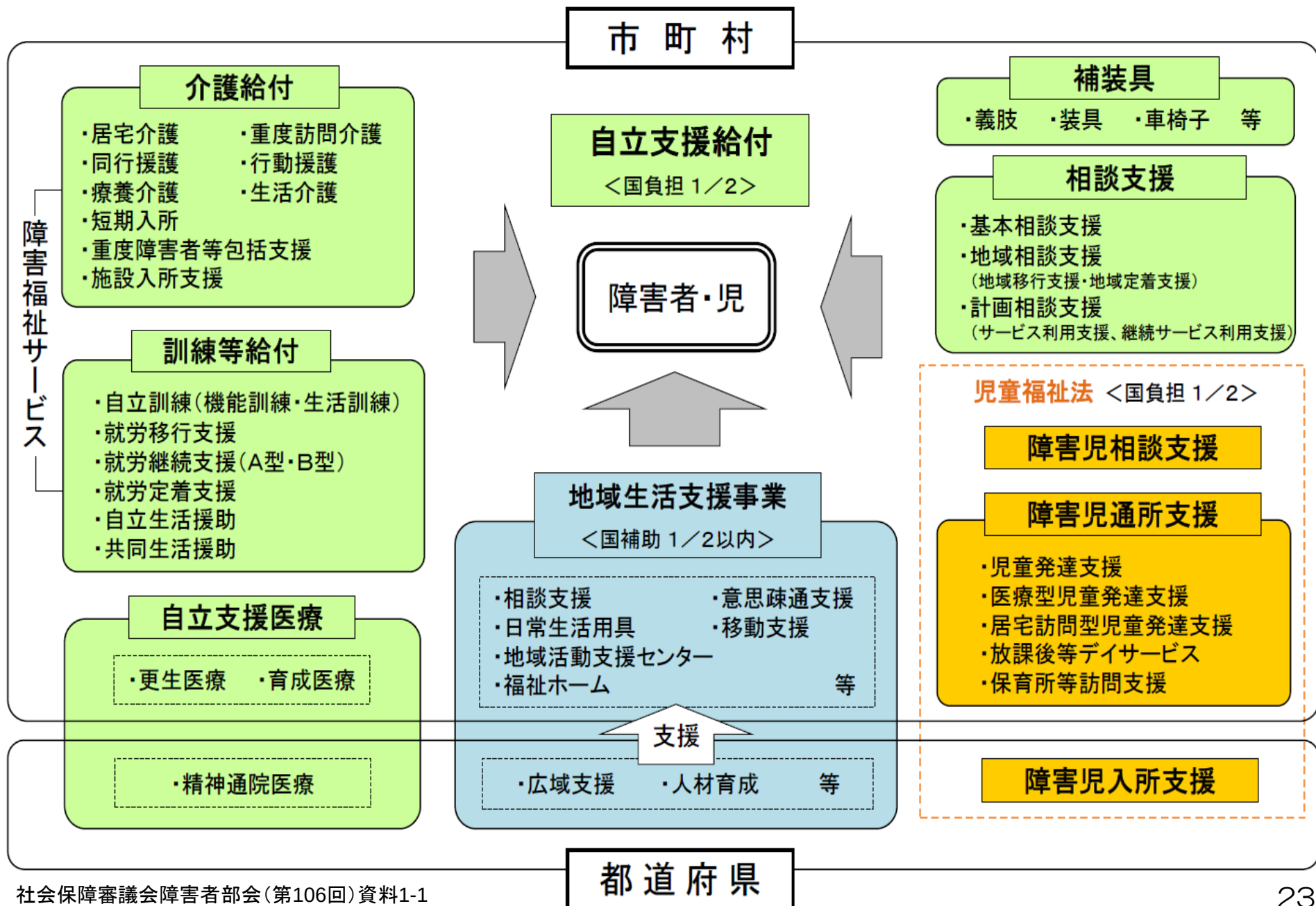
12. 療育手帳の在り方について

- ・ 療育手帳の在り方について、国際的な知的障害の定義や自治体の判定業務の負荷等も踏まえた判定方法や認定基準の在り方、比較的軽度な知的障害児者への支援施策の在り方、統一化による関連諸施策への影響、法令上の対応等も含め、幅広く調査研究を続けるべきである。

13. 医療と福祉の連携について

- ・ 医療的ケア児については前回の報酬改定において新設した報酬の実施状況を踏まえて家族等への支援の観点も含め検討を行い、医療的ケアが必要な障害者については成人期の生活に対応した障害福祉サービスにおける医療的ケアの評価の在り方について検討する必要がある。
- ・ 計画相談支援において求められる多職種連携の主要な連携先として医療機関や難病関係機関を明示し、その連携の重要性や具体的に求められる連携内容について周知徹底を図るとともに、連携を更に促進する方策等について検討すべきである。
- ・ 入院中の重度訪問介護利用の対象となる障害支援区分については、入院中の重度障害者のコミュニケーション支援等に関する調査研究の結果を分析しつつ、支援が必要な状態像や支援ニーズの整理を行いながら、拡充を検討すべきである。

障害者総合支援法等における給付・事業



障害者への相談支援事業の経緯

平成2年～8年 身体・知的・精神各相談支援関連事業開始

- ◆ 身体障害者：市町村障害者生活支援事業（平成8年）
- ◆ 知的障害者：障害児（者）地域療育等拠点施設事業（平成2年）
→障害児（者）地域療育等支援事業（平成8年）
- ◆ 精神障害者：精神障害者地域生活支援事業（平成8年）

平成15年 障害者支援費支給制度開始

- ◆ 措置から契約へ

相談支援事業一般財源化

- ◆ 国の補助事業から市町村事業へ

平成18年 障害者自立支援法施行

- ◆ **障害者相談支援事業開始**（相談支援事業が法律に明記）
- ◆ サービス利用計画作成費

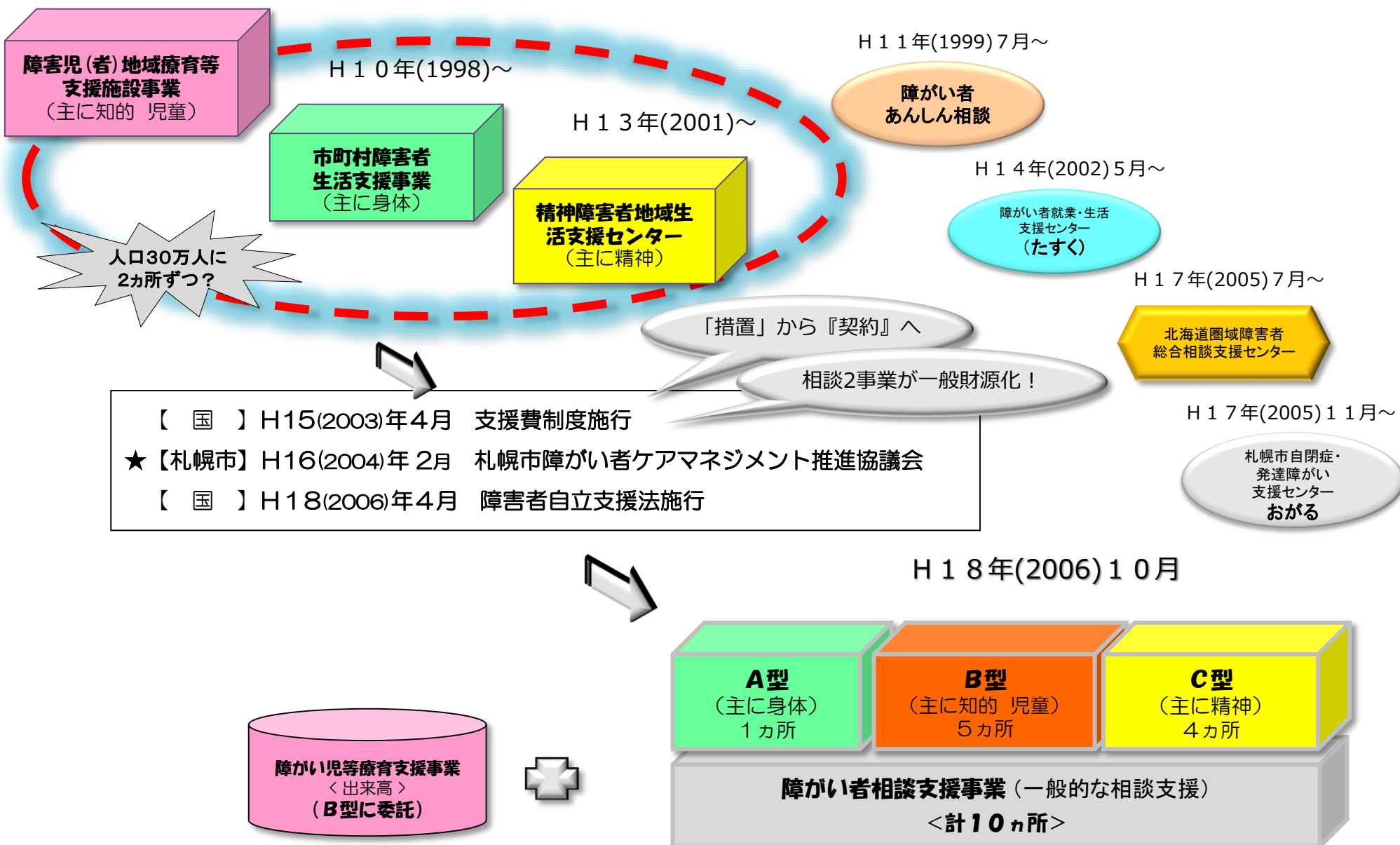
平成24年 障害者自立支援法改正

- ◆ 相談支援体系の見直し
 - **特定相談支援**
 - **一般相談支援**
 - **障害児相談支援 の創設**

2. 札幌市の相談支援事業の歩み

札幌市の相談支援事業の歩み①

H 8 年(1996)～



札幌市の相談支援事業の歩み②

H 8 年(1996)～

H 1 0 年(1998)～

H 1 3 年(2001)～

障害児(者)地域療育等
支援施設事業
(主に知的 児童)

市町村障害者
生活支援事業
(主に身体)

精神障害者地域生活
支援センター
(主に精神)



【 国 】 H7(1995)年

「障害者プラン ～7カ年戦略～」

【 国 】 H10(1998)年

障害者介護等支援専門員（ケアマネジャー）指導者養成研修開始（厚労省／3障害別）

H11(1999)年

札幌市障害者ケアマネジャー養成研修開始【3障害別】

【 国 】 H12(2000)年

障害者ケアマネジメント体制整備検討委員会（厚労省／3障害統合）

H13(2001)年

札幌市障害者ケアマネジメント推進事業【3障害別】（H13～H14年度）→当事者主体

★【札幌市】 H13(2001)年

相談支援事業所が事業ごとに任意に集まりはじめる →療育と身体が合流、その後、3事業が合流
→ケアマネジメント研修の企画、講師などを担当

★【札幌市】 H13(2001)年

札幌市障害者ケアマネジメント体制整備検討委員会（H15年度まではあまり活発ではない）

H14(2002)年

札幌市障害者ケアマネジメント従事者養成研修【3障害別】→演習を当事者主体に修正

【 国 】 H14(2002)年3月

「障害者ケアガイドライン」（厚労省）

【 国 】 H15(2003)年

支援費制度→『措置から契約へ』 →「相談支援事業を活用」「ケアマネジメントの手法を活用」
→しかし、療育相談と市町村相談支援事業が <一般財源化>

H15(2003)年

札幌市障害者ケアマネジメント従事者養成研修【障害2分野に統合】→知的+身体、精神

★【札幌市】 H16(2004)年 2月

札幌市障がい者ケアマネジメント推進協議会（～H18年3月／体制整備検討、ケアマネ研修企画等）

H16(2004)年

札幌市障がい者ケアマネジメント従事者→ 3障害統合
→「基礎研修」「応用研修」開始

★【札幌市】 H17(2005)年 1月

任意の集まりが「相談支援事業連絡会議」として障がい福祉課就業生活支援担当係長名で招集（2ヶ月に1回）

【 国 】 H18(2006)年

障害者自立支援法施行 → 『相談支援専門員』

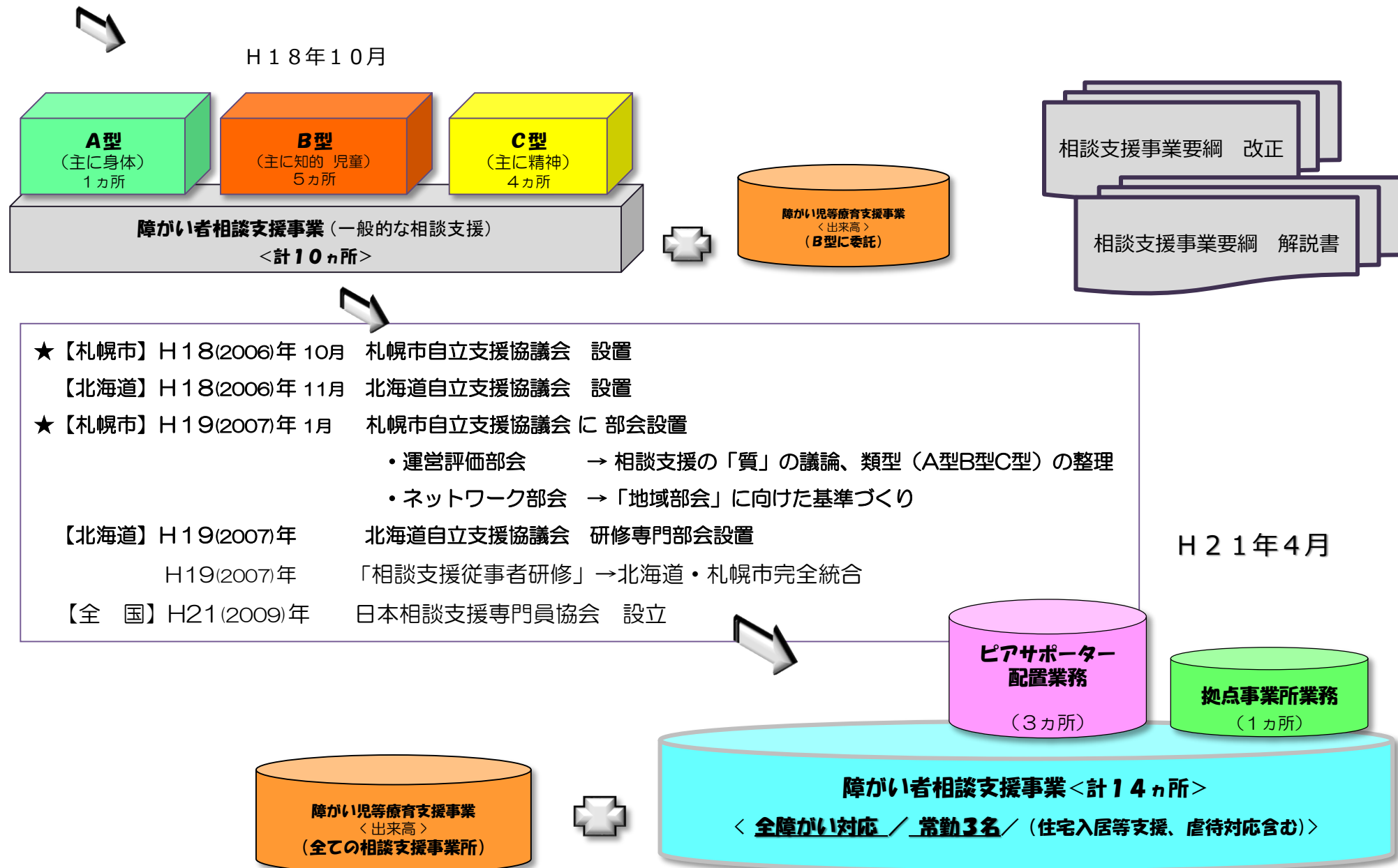
H18(2006)年

相談支援従事者研修を北海道主催として再整理→北海道と札幌市で部分的に企画を統合（講義部分2日のみ）



札幌市の相談支援事業の歩み③

28



札幌市の相談支援事業の歩み④



H 2 1 年 4 月

ピアサポーター
配置業務

(3カ所)

拠点事業所業務

(1カ所)

障がい者相談支援事業<計14ヵ所>

< 全障がい対応 / 常勤3名 / (住宅入居等支援、虐待対応含む)>



障がい児等療育支援事業
< 出来高 >
(全ての相談支援事業所)

相談員の困りごと集約
相談ケース、相談スキル・知識、
支援者・機関・資源・制度、職場環境

札幌市との移動支援
に関する意見交換

「障がい福祉関連計
画」に関する要望書

移動支援ガイドライン改訂
(通学利用)

- 【 国 】 H22(2010)年12月 障害者自立支援法 改正 (つなぎ法・整備法)
- ★【札幌市】 H23(2011)年 2月 札幌市自立支援協議会 に『相談支援部会』設置
- 【 国 】 H23(2011)年 8月 障害者基本法一部 改正
- 【 国 】 H24(2012)年 6月 障害者総合支援法 改正
- 【 国 】 H24(2012)年10月 障害者虐待防止法 施行
- ★【札幌市】 H24(2012)年 2月～ 相談支援部会「基幹相談支援センターあり方検討会」

H 2 5 年 4 月

地域支援員
配置業務

(3区=3カ所)

ピアサポーター
配置業務

(6カ所)

拠点事業所業務

(1カ所)

障がい者相談支援事業<計18ヵ所>

< 全障がい対応 / 常勤3名 / (住宅入居等支援、虐待対応含む)>

障がい児等療育支援事業
< 出来高 >

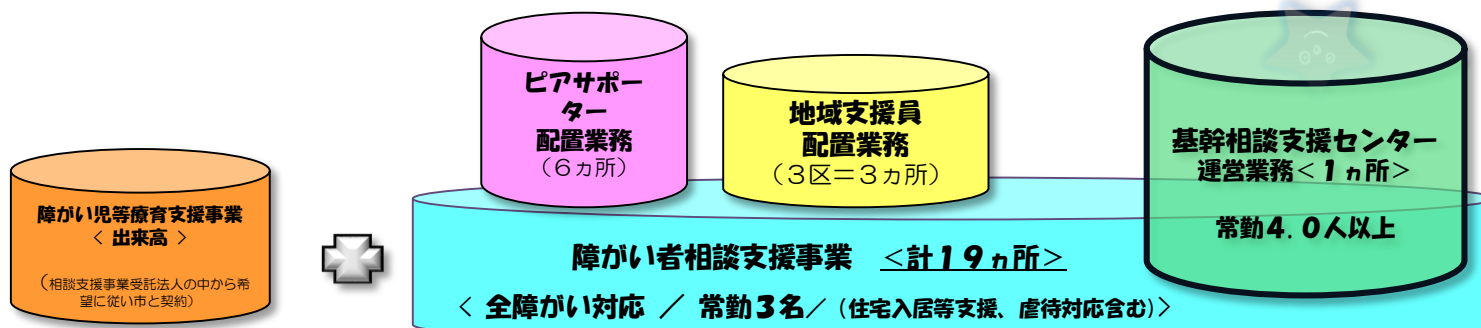
(相談支援事業受託法人の中から希望に
従い市と契約)



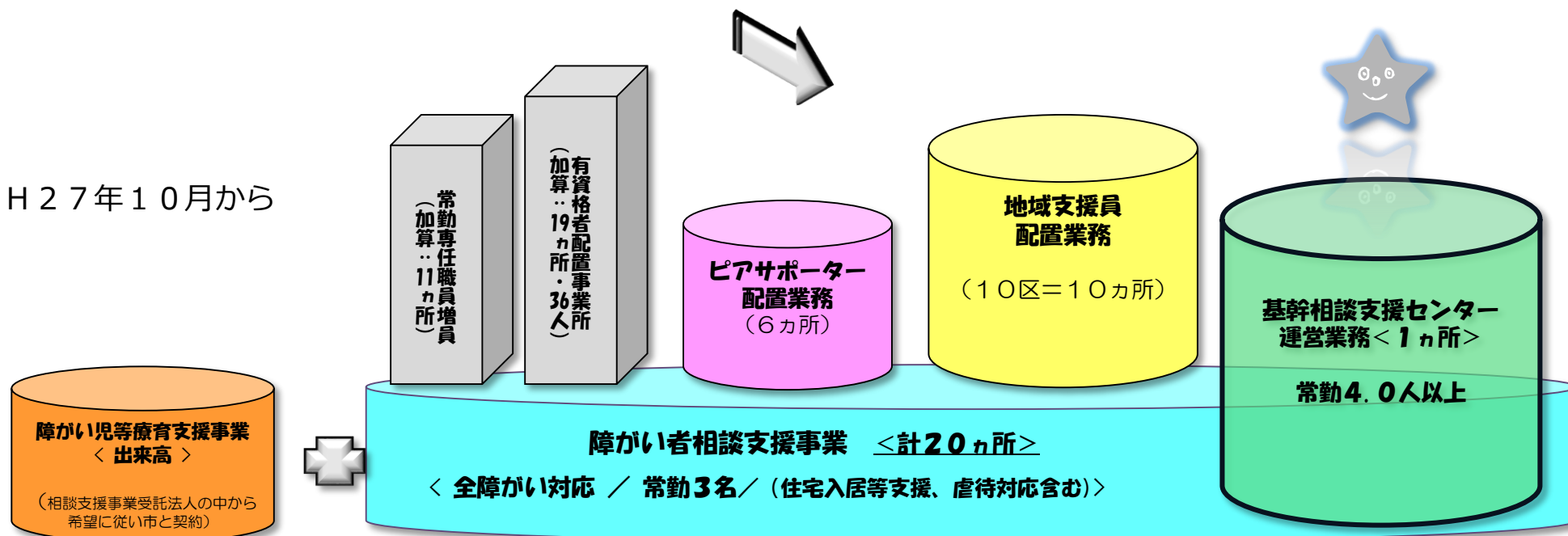
札幌市の相談支援事業の歩み⑤

H25年7月から

「さっぽろ地域づくりネットワーク
ワン・オール」



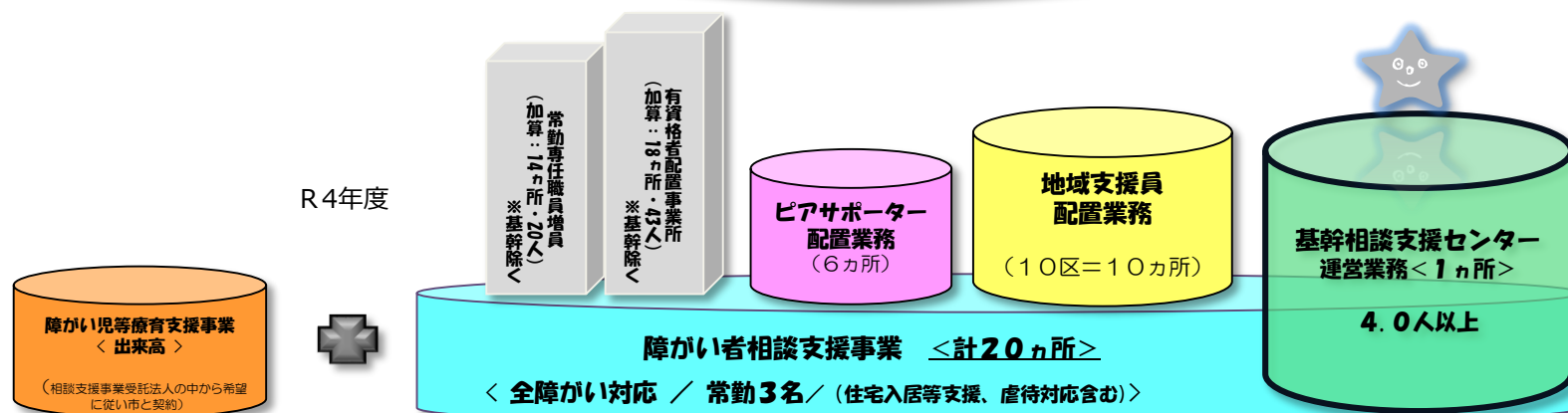
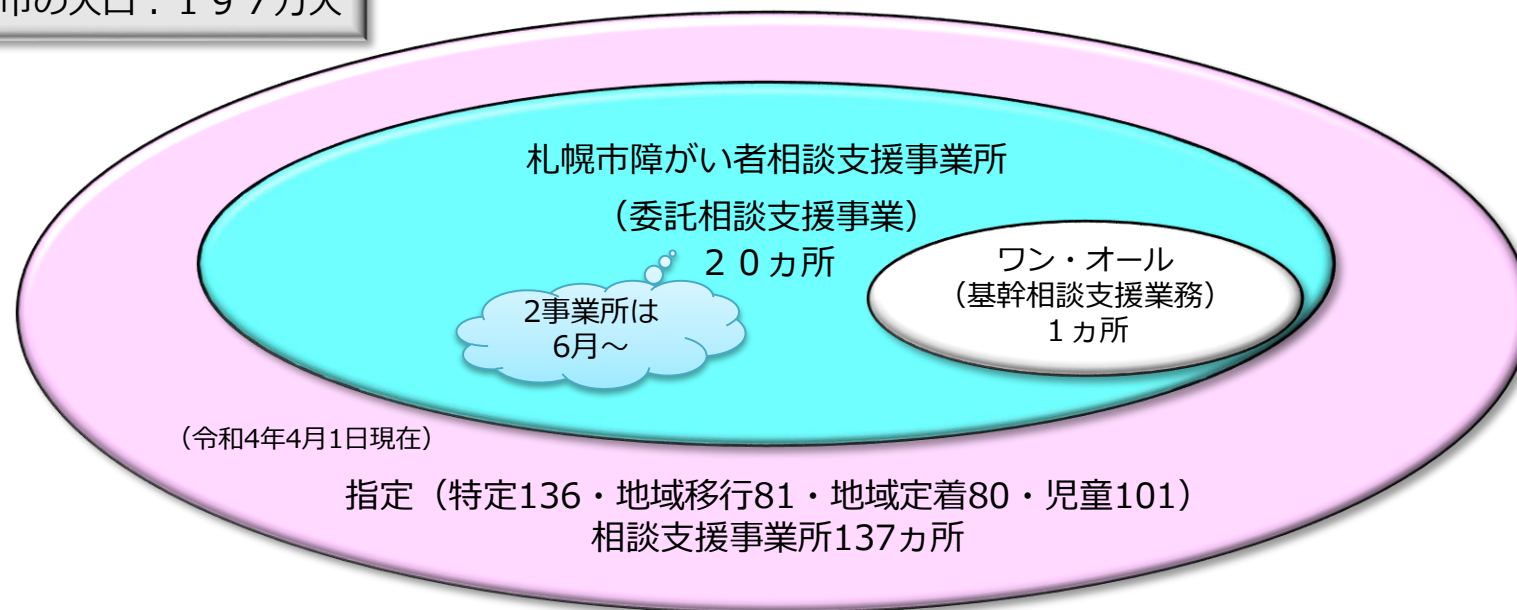
H27年10月から



札幌市の相談支援事業の体制

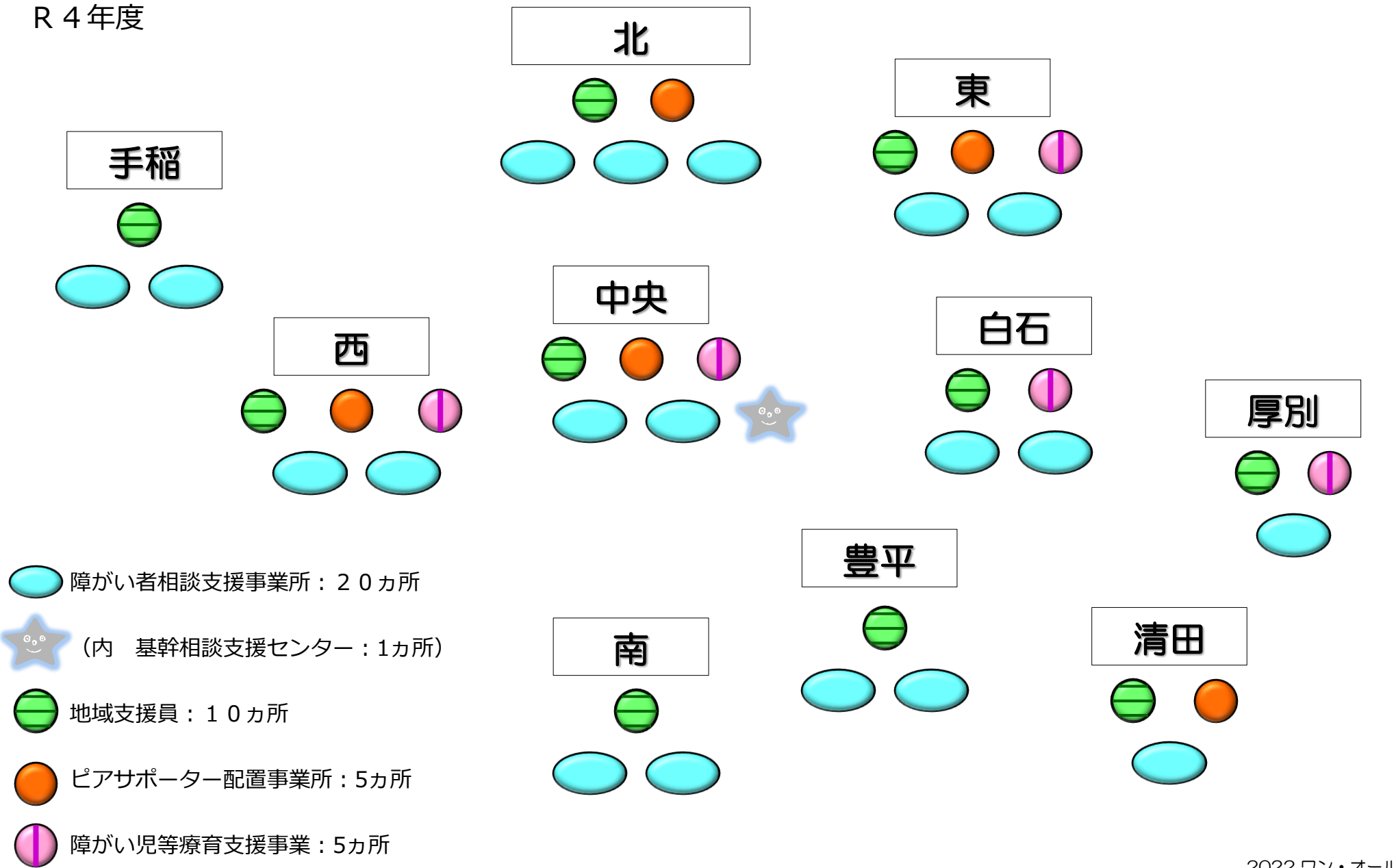
～ 指定相談支援・委託相談支援・基幹相談支援～

札幌市の人口：197万人



札幌市の相談支援事業の歩み⑥

R 4 年度



	項目	委託料	
		令和3年度	令和4年度
札幌市障がい者相談支援事業 (年間委託料)	基本(指定管理者による運営、 基幹相談支援センターの場合は対象外)	13,898,000 円	17,101,000 円
	ピアサポーター配置事業所	3,176,000 円	3,176,000 円
	地域支援員配置事業所	3,682,000 円	4,450,000 円
	常勤専任職員増員(一人につき)	4,012,000 円	4,000,000 円
	基幹相談支援センター	20,363,000 円	24,083,000 円
	有資格者配置事業所(一人につき)	296,000 円	296,000 円
	事業所賃借料		月額120,000 円 を限度

3 . 札幌市の協議会の歩みと組織

平成18年当初の 札幌市地域自立支援協議会

全体会

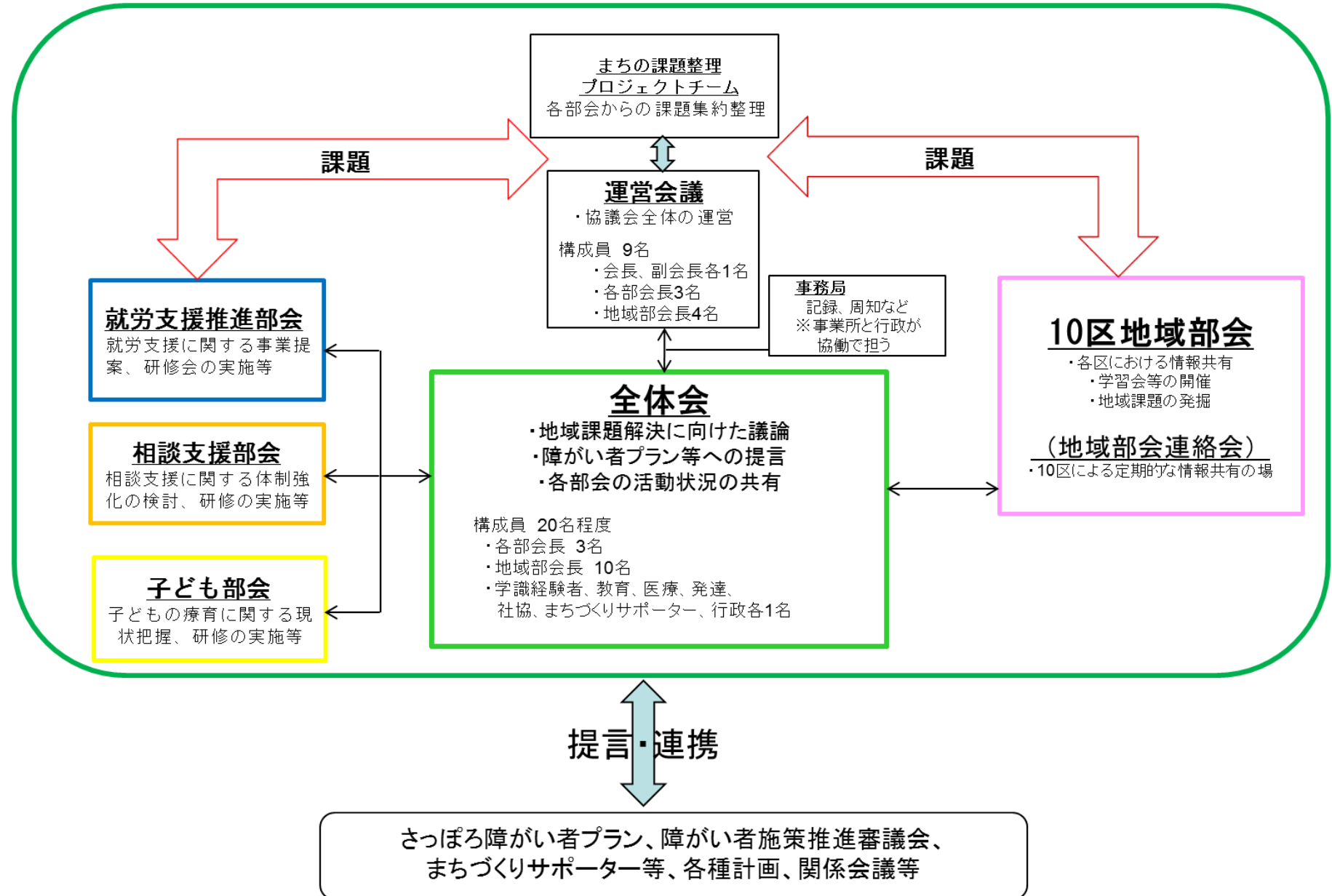
ネットワーク部会

運営評価部会

- ・ 委託の相談支援事業所の運営評価
- ・ 類型の整理（A型B型C型）

- ・ 『札幌市障がい者相談支援事業所ガイドブック』作成
- ・ 地域部会設置に向けて

その後の 札幌市自立支援協議会の組織図



札幌市自立支援協議会組織図 (令和4年7月1日)

37

Aさんの
支援ケース

Bさんの
支援ケース

Cさんの
支援ケース

Dさんの
支援ケース

ニーズから考えられる課題

地域部会
連絡会

地域部会（10区）

- ・障がい者やその家族等の暮らしやすい地域づくりが目的
- ・地域課題の発掘・解決

・分野別に情報共有
・部会員の資質向上
・課題解決への
施策提言等

就労支援推進部会

相談支援部会

子ども部会

専門部会
連絡会

運営会議

- ・協議会全体の運営に関する議論
- 会長、副会長 各1名
- 地域部会長 5名
- 専門部会長 3名

プロジェクトチーム

- ・特別の事項を調査審議
- ・運営会議委員が担当を持つ

地域生活支援拠点検証委員会

- 地域生活支援拠点に関わる検証、検討、報告
- ・地域生活支援拠点の事業所
- ・相談支援部会
- ・運営会議

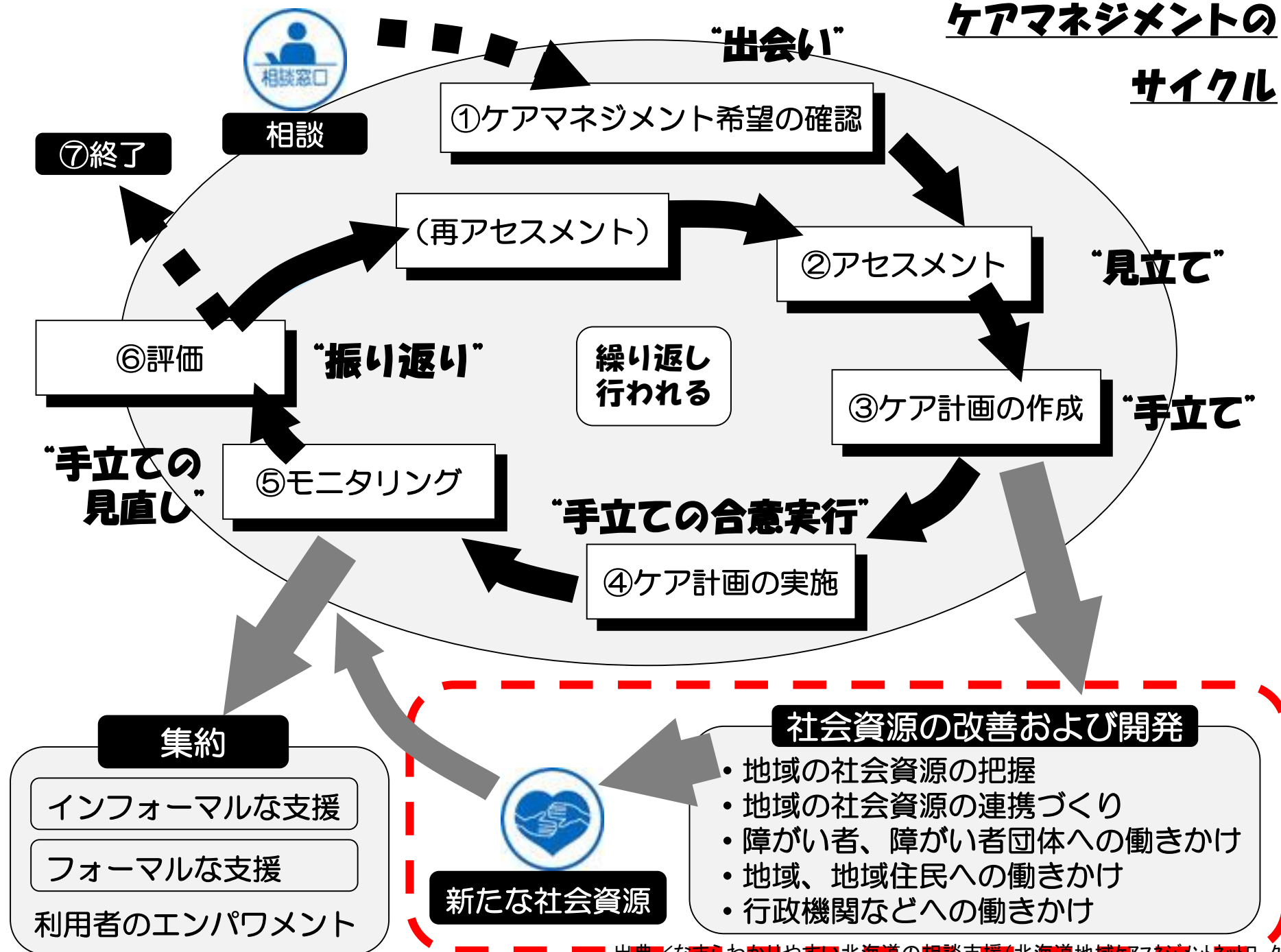
全体会

- ・意思決定の場
- 【25名以内／互選により会長と副会長／任期2年／臨時委員可】
- 地域部会長 10名
- 専門部会長 3名
- 学識経験者、医療、発達、社協、まちづくりパートナー、生活困窮

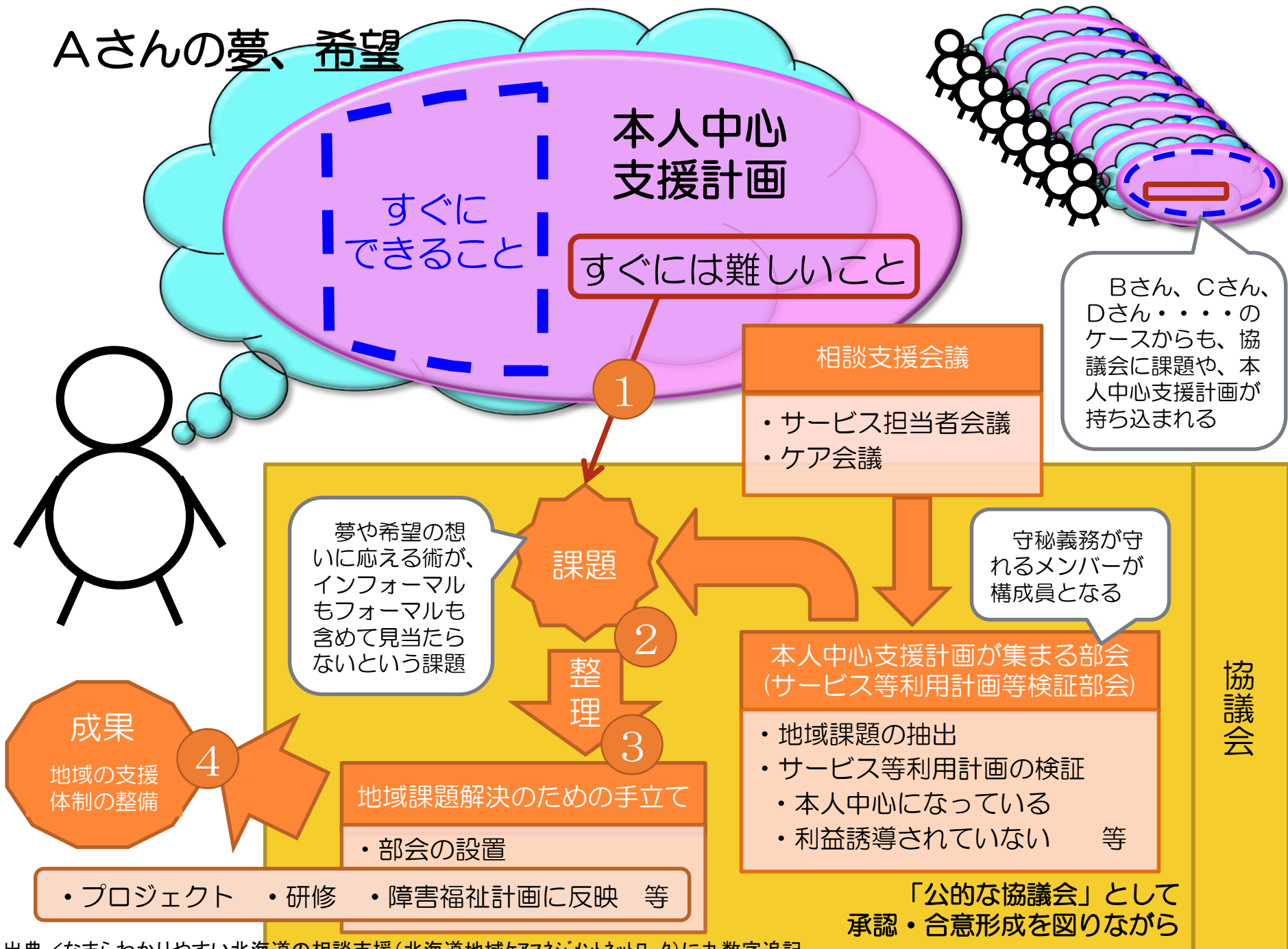
協議会は、地域の障がい福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす定期的な協議の場とするとともに、障がい福祉計画の策定又は変更並びに障がい福祉施策の総合的かつ計画的な推進について市長の求めに応じ意見を述べるものとする。

【札幌市自立支援協議会設置要綱 第1条の2】

ケアマネジメントの サイクル



Aさんの夢、希望



障害者総合支援法

目的

(協議会の設置)

第八十九条の三 地方公共団体は、単独で又は共同して、障害者等への支援の体制の整備を図るため、関係機関、関係団体並びに障害者等及びその家族並びに障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者（次項において「関係機関等」という。）により構成される協議会を置くように努めなければならない。

2 前項の協議会は、関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うものとする。

役割

障害者総合支援法の条文によると

協議会の“目的”は、

障害者等への支援の
体制の整備を図る

障害者総合支援法の条文を読み替えると 協議会の“本来の役割”は、

関係機関等が相互の連絡を図ることにより、

- 1 ・ 協議会へ課題の報告

地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、

- 2 ・ 個別のニーズから地域課題の抽出

関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、

- 3 ・ 地域課題の整理と分析

地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うものとする。

- 4 ・ 地域の支援体制の整備(地域課題の解決)

札幌市自立支援協議会設置要綱では

趣旨	要綱
地域の障がい福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす定期的な協議の場とするとともに、障がい福祉計画の策定又は変更並びに障がい福祉施策の総合的かつ計画的な推進について市長の求めに応じ意見を述べるものとする。	第1条の2

組織	役割	要綱	構成員
全体会	意思決定の場	第6条第2項	25名以内 ・専門部会長 3名 ・地域部会長 10名 ・学識経験者、医療、発達、社協、まちづくりサポーター、生活困窮、教育、高齢、難病 各1名
運営会議	協議会全体の運営に関する議論	第6条第3項	9名（令和4年7月現在） ・会長、副会長 各1名 ・専門部会長 3名 ・地域部会長 4名
部会	地域部会	障がい者やその家族等の暮らしやすい地域づくり 地域課題の発掘・解決	障がい者やその家族等が暮らしやすい地域づくりのため、関係者が顔の見えるネットワークを構築し、情報共有等を行い、地域課題の発掘・解決を行う。
	専門部会	分野別に情報共有 部会員の資質向上 施策提言等	
プロジェクトチーム	特別の事項を調査審議	第7条第6項	
委員会	（地域生活支援拠点検証委員会）	第7条の2	
事務局	協議会の庶務	第10条	障がい福祉課と相談支援事業所等

札幌市の協議会に「地域部会」という 「サブ協議会」ができたのは

- 190万都市札幌に「協議会」が1つあっても、地域で生活する一人ひとりの人の顔は見えない
- 協議会の役割を地域毎に
- 中学校区≡連合町内会単位に？
- 結局事務局体制を考えて、区単位に
- 先行区（東区・白石区）から順に設置

⇒地域部会は区毎の協議会

“部会” という名前に惑わされないで…

「東区地域課題報告書」 実例 1

過去の資料を元に加工作

東区部会に寄せられた相談、声		課題の抽出			⑥優先度			⑦実施主体	課題の進捗状況	
①事例、問題提起、困りごと…	②相談者	③個別ニーズ・部会の意見等	④課題の設定	⑤類型	重要度	緊急度	取組効果	協議会 部会	⑧取組提案	⑨経過・結果
1 発達障がいの利用者が増えており、職員に専門的知識が乏しく研修の場が必要。		年々ヘルパーの技量の低下、専門的知識の不足、福祉の気持ちの欠如が見られる	人材の確保・スキルの向上		★ ★ ★	★ ☆ ☆	★ ★ ☆	○ ○	・課題別PTを設置。研修会の具体的な実施内容について検討する。	・PTで検討 ・地域部会主催で、ヘルパー対象の研修会を開催

1

協議会へ課題の報告

2

地域課題の抽出

3

地域課題の整理と分析

4

地域課題の解決(成果)

※ PT=プロジェクトチーム

「東区地域課題報告書」 実例 2

過去の資料を元に加工

東区部会に寄せられた相談、声		課題の抽出			⑥優先度			⑦実施主体	課題の進捗状況	
①事例、問題提起、困りごと…	②相談者	③個別ニーズ・部会の意見等	④課題の設定	⑤類型	重要度	緊急度	取組効果	協議会 部会	⑧取組提案	⑨経過・結果
1 1 学校内の移動を支援してくれるボランティアが見つからない。		学校生活を送るための環境整備が不足 移動ができないという理由で十分に学校教育が受けられない	学校内での移動の自由を確保		★ ★ ☆	★ ★ ☆	★ ★ ☆	○	学びのサポーター活用拡大を	身体介助を専門に行なう介助アシスタントを新設

1

協議会へ課題の報告

2

地域課題の抽出

3

地域課題の
整理と分析

4

地域課題の
解決(成果)

定例会（中央区地域部会）

共催やイベントで
協議会の周知にも

定例会の基本形の流れ（2時間）

前半：まなびば （数十名の参加者）

- ・私の、とある一日
- ・障害者差別解消法
- ・障害者虐待防止法
- ・相談支援の現状と課題
- ・障がい・疾病の理解
- ・生活困窮者自立支援制度
- ・介護保険制度
- ・支援学校について
- ・さっぽろ障がい者プラン
- ・市営住宅について
- ・保護観察所
- ・住まい探し
- ・消費者金融・・・

- ・色んな人が集まる
- ・講師のその後の参加も

後半：しゃべりば （6～7名のグループ）

- ・こんなとき、他の事業所はどうしているの？
- ・こういうことって、他の人はどう考えるんだろう？

- ・諦めやバーンアウト予防
- ・お土産を持ち帰れる

- ・セミオートマチック（半自動）課題整理システム

- ・地域課題への気づき
- ・共有の為に事務局メンバーが各Gの記録係

お仕事体験
の場を探し
ています！

解決へ

性のトラブ
ルってあり
ませんか？

中央区で

ここを
整理する
と・・・

市域に

元気さーち
の使い勝手
がもっと良
くなったら
いいな。

▲★●■！

4

<紙>の工夫 と <場>の工夫

紙面で提出（例：東区地域部会）	場で発信（例：中央区地域部会）
タイミング自由	タイミング限定
紙面の作成が必要	場への参加が必要
集まりにくい？	集まりやすい？
提出者限定？	提出者誰でも？
収集・検討の役割が必要	記録・整理の役割が必要
主語を指定しやすい	主語を指定しにくい

相談支援部会 各会議スケジュール (令和4年度予定)

	①事務局会議 (エリア会議前)	②エリア会議 (それぞれの エリアで開催)	③事務局会議 (定例会前)	④定例会	目安検討 チーム
4月		■	■		
5月				■第1回	第5回
6月	●				第6回
7月		●			
8月					第7回
9月			●	●第2回	(以下未定)
10月					
11月	※				
12月		※			
1月			※		
2月				※第3回	
3月	◎				

『「課題調べ」「課題報告・共有」』シート (相談支援部会)

〔タイトル〕

※ 簡潔に要点の分かるタイトルを記載してください。

〔タイトルのカテゴリ（該当項目に☑）〕

以下は、各部会から市域協議会に報告された課題を分類したカテゴリです。

該当すると思われるカテゴリ(複数可)、又はその他・不明に☑してください。

- | | |
|------------------------------------|---|
| ☐ 移動 | ☐ 育児 |
| ☐ 行政の仕組み | ☐ 災害 |
| ☐ 身体・知的重複障害 | ☐ 介護保険への移行 |
| ☐ 相談支援体制 | ☐ 日常生活自立支援事業・成年後見制度 |
| ☐ 支援技法・障害特性 | ☐ 社会資源 |
| ☐ 教育 | ☐ 労働 |
| ☐ 住まい | ☐ 情報保障 |
| ☐ 医療 | ☐ 制度(国域・市域) 【 】 |
| | ☐ その他・不明 |

〔それを感じた事例の概要〕

※年齢、性別、障がい名を先に記載してください。

※5W1Hを意識して分かりやすく記載してください。

【いつ。どこで。誰が。何を。なぜ。どのように(手段・方法)】

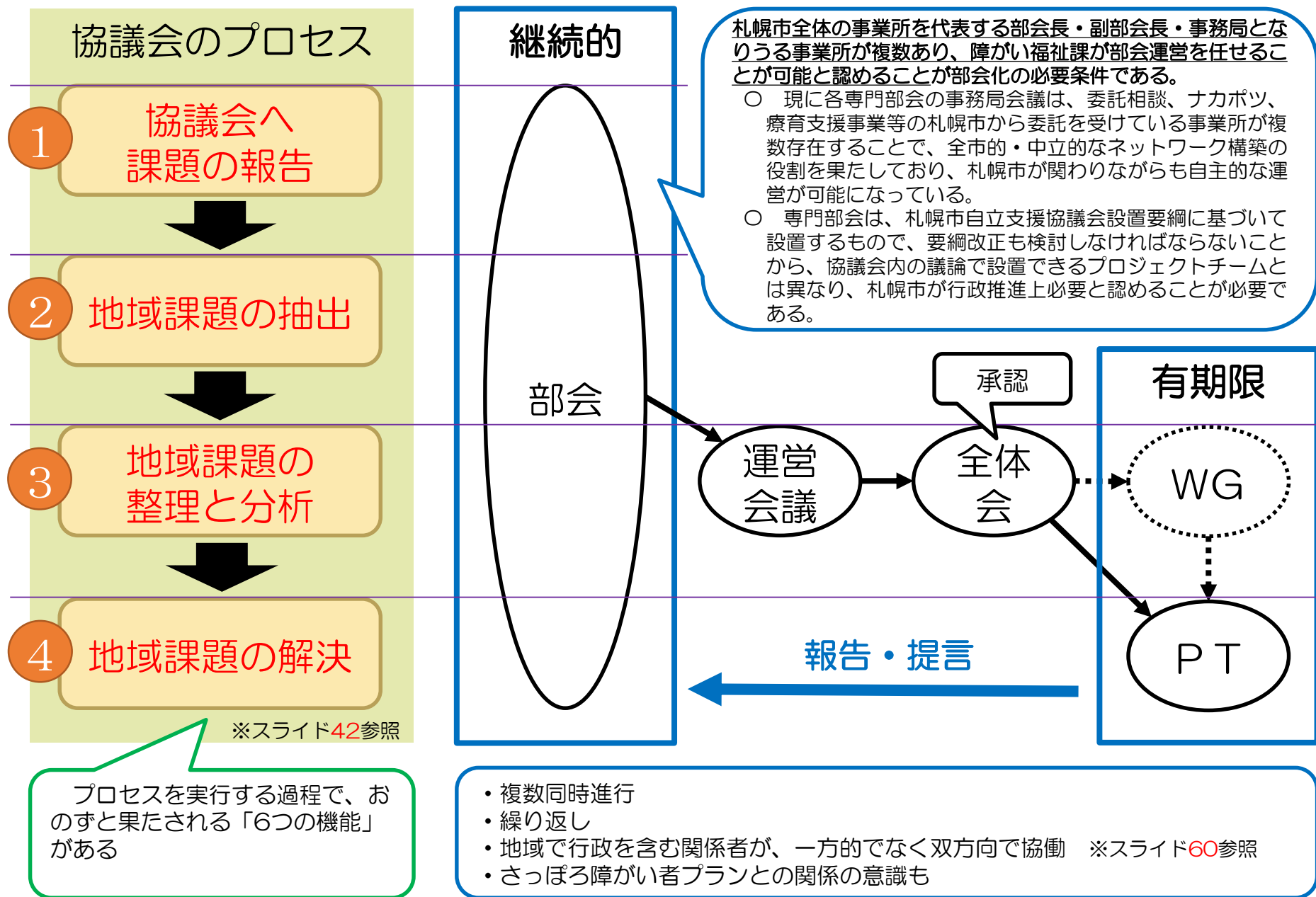
〔考えられる解決策〕

該当項目に☑(複数可)の上、具体的な解決策を記入

- ☐ 関係者との認識共有による解決策
- ☐ 制度に関する解決策
- ☐ 制度外を含めた資源の有効活用による解決策
- ☐ 研修や事例検討の実施等、相談支援の技術等向上による解決策
- ☐ その他の解決策

札幌市自立支援協議会の部会とプロジェクトチームの整理 51

(令和2年1月29日(令和4年5月26日修正))



課題整理シート

No.	事例、問題提起、困りごと	課題	運営会議(旧まちの課題整理プロジェクトチームとしての 見解	結果
例	誰が何を困っているのか？ 〇〇が〇〇 〇〇という事例	〇〇という課題がある 〇〇が必要 各部会からの 取組提案	誰が何をいつどのように	運営会議(旧まちの課題整理プロジェクトチーム)の見解を受けた結果、〇〇部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。
	①	② ③		④

各部会記入欄

市域協議会記入欄

成果：タイトル（課題No.）

好事例集作成フォーム

協議会のプロセス

① 協議会へ課題の報告

いずれかの部会に報告された課題の事例概要

② 地域課題の抽出

①から抽出された課題と同様のケース状況や、すでに行われている取組、工夫等から導き出された地域課題

③ 地域課題の整理と分析

地域課題解決に向けた検討の内容や方向性

検討や取組に関わった人や要した期間、方法も記載 ←関わった方に記載協力をお願い

④ 地域課題の解決

結果や成果（物）

感想

関わった人の感想 ←関わった方に記載協力をお願い

現在は。。。

今どうなっているか ←関わった方に記載協力をお願い

これまでの札幌市自立支援協議会の成果として

市域協議会（全体会・PT・専門部会）

制度的な課題を取扱うことが多いかも

- ・性的虐待初期対応研修【◆1】
- ・[介助アシスタント](#)
- ・[事業所バリアフリーアンケート](#)
- ・[防災に関するまとめ](#)

[（平成30年度年間活動報告書 別冊）](#)

〈プロジェクトチーム〉

- ・[移動に関するプロジェクトチーム終了報告資料](#)
[（札幌障がい者プランへの提案を含む）](#)
- ・[管理者の思いを共有する座談会](#)
- ・[ヘルパーの魅力を共有する座談会](#)
- ・[ヘルパーの技術向上に関するプロジェクトチーム報告書](#)
- ・[居宅介護事業所における重症心身障がい児（者）の受入れ状況に関する調査](#)
- ・[訪問看護ステーションにおける重症心身障がい児（者）の受入れ状況に関する調査](#)
- ・[重症心身障がい児者の在宅ケア座談会](#)
- ・[大家・仲介業者・不動産会社との意見交換会](#)
[（中央・豊平・厚別・北・西）](#)
- ・[放課後等デイサービスの参観日](#)
- ・[精神障がい者地域生活移行推進研修会グループワークのまとめ](#)

〈札幌市自立支援協議会とプロジェクトチームの関係図（令和元年5月21日）にあるもの〉

- ・さっぽろ障がい者プラン見直しアクション
- ・地域部会（グループワークや課題報告書等を独自で）

〈ガイドブックや施策提言的なもの〉

- ・[『札幌市障がい者相談支援事業所ガイドブック』](#)
- ・[『札幌市こども発達支援ガイドブック』](#)
- ・[事業者指定の際に協議会の説明資料同封](#)
- ・委託改革推進の取組み（自区の相談等）
- ・札幌市障がい者相談支援事業増員、加算
- ・地域生活支援拠点等整備

〈協議会だけの成果ではないもの〉

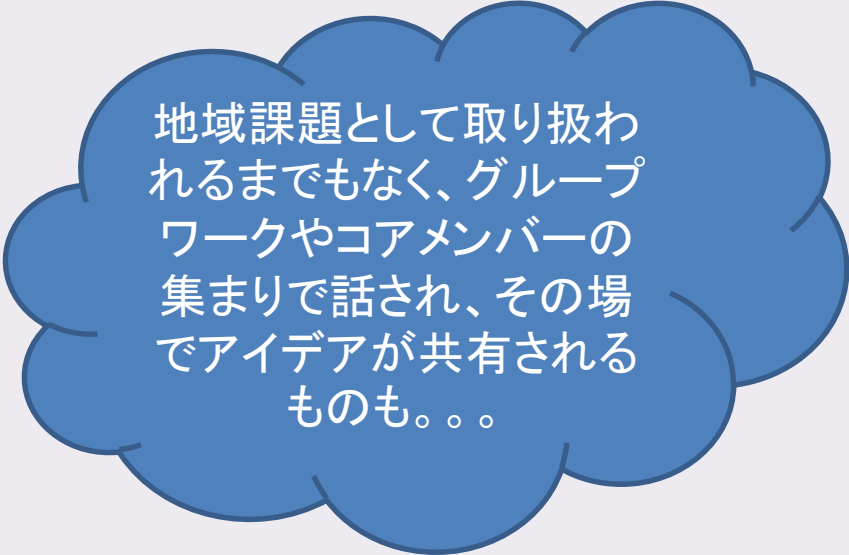
- ・障がい福祉施策によるホームヘルプサービスの向上
- ・市営住宅申込資格の変更
- ・移動支援事業対象者要件拡大
[（肢体不自由・難病）](#)
- ・[共同生活住居一覧を札幌市のホームページで公開](#)
- ・[札幌市交通局料金割引](#)
[（精神障害者保健福祉手帳）](#)

これまでの札幌市自立支援協議会の成果として

区域協議会（地域部会）

制度以外の課題を取扱うことが多いかも

- 元気サーチ更新キャンペーン【◆2】
- 性についてのワークショップ
- [『一人暮らしガイドブック』](#)
- [支援者のメンタルヘルス](#)
- JR駅の車いす介助
- [サポートファイルさっぽろ周知](#)
 [（リーフリット／卓上三角ポップ）](#)
- 若手の会
- [真駒内まちづくりアイディアコンペの応募成果物](#)
- [困ったときの相談先パンフレット](#)
- 各種研修
 - 発達障がい特性理解
 - 介護技術
 - コロナ 等
- 防災に関する取り組み
 （令和元年度に[概要](#)としてもまとめました）
 [中央](#)・[厚別](#)・[豊平01](#)・[豊平02](#)・[清田01](#)・
 [清田02](#)・[西01](#)・[西02](#) など
- コロナ禍アンケートや情報共有
 [中央](#)・[東](#)・[西](#) など



地域課題として取り扱われるまでもなく、グループワークやコアメンバーの集まりで話され、その場でアイデアが共有されるものも。。。

◆ 1 性的虐待初期対応研修

札幌第 3771 号
平成 28 年（2016 年）11 月 16 日

各障がい者相談支援事業所 管理者 様

札幌市保健福祉局障がい保健福祉部
障がい福祉課 企画調整担当課長

性的虐待を受けた障がい者への初期対応研修の開催について

平素より、本市障がい者福祉行政の推進にご理解、ご協力を賜り、ありがとうございます。
このたび、性暴力被害者支援センター北海道さんのご協力により、標記の「性的虐待を受けた障がい者への初期対応研修」を、下記のとおり開催することといたしましたので、受講にご配慮くださいますようよろしくお願いいたします。

記

1 日 時

平成 28 年 12 月 14 日（水） 15:30～17:00

2 場 所

札幌市役所本庁舎 6 階北側 1 号会議室

3 対象職員

札幌市障がい者相談支援事業実施要綱第 6 条第 2 項に規定する「虐待対応員」。
会場の都合により、受講については、各事業所 1 名とさせていただきます。なお、次年度以降も適宜開催予定。

4 研修内容（予定）

仮題）性的被害を受けた方への初期対応と性的虐待の防止について
講師 性暴力被害者支援センター北海道（NPO 法人ゆいネット北海道）
小野寺 るみ子 センター長

5 受講申込書

平成 28 年 12 月 2 日（金）まで、別紙「受講申込書」をメールにより送付願います。

〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目
札幌市保健福祉局障がい福祉課 担当：小坂
TEL:211-2936 Fax:218-5181
E-mail: syuou-soudan@city.sapporo.jp

個別支援主査や
精神保健福祉
相談員も対象

◆ 2 元気さーち更新キャンペーン

令和 2 年（2020 年）1 月 30 日

中央区内 障がい福祉サービス事業所 代表者 各位
中央区内 精神科医療機関 代表者 各位

札幌市自立支援協議会 中央区地域部会

『第 89 回中央区地域部会定例会（令和元年度第 9 回）』開催のお知らせ

日頃より自立支援協議会の活動にご支援を賜り、誠にありがとうございます。



【障害福祉サービスの指定事業所の皆さまへ「元気さーち更新」のお願い】

障害福祉サービス事業所の皆さまは「元気さーち」への登録がありますが「空き情報」や「作業内容」等随時更新されているでしょうか？利用者さんから新しい情報を希望する声があがっております。

更新作業には少しだけお手間や時間はかかりますが、そんなに難しい作業ではありません。利用者さんが便利に使えるよう是非、更新のご協力をよろしくお願いします。

【更新方法が分からない場合】

更新マニュアル（札幌市ホームページ）

http://www.city.sapporo.jp/shogaifukushi/jiritsushien/1-2_akihp.html

（※検索サイトで「空き情報ホームページの入力」と入力すると探せます。）

札幌市障がい福祉課 事業者指定担当 211-2938

『さっぽろ障がい者プラン』への提案

区毎(地域部会)や領域毎(専門部会)で解決できそうなこと



運営会議に報告されにくい

市域以上での取り組みが必要になる制度的な課題が多い



制度を「変えたり」「作ったり」も求められる



法改正には、国域の協議会の必要性もあると思う

法改正じゃなくても、札幌市としてできることがあるかも



『さっぽろ障がい者プラン』に盛り込めれば可能性有
じゃあ、提案しよう！

さっぽろ障がい者プラン

- 障がい者計画（通称／者計画）
 - 根拠法：障害者基本法
 - 障がいのある人の自立や社会参加のための支援等について、その基本的な施策を定めるもの
- 障がい福祉計画（通称／者無し計画）
- 障がい児福祉計画
 - 根拠法：障害者総合支援法・児童福祉法
 - 障害福祉サービスや障害児通所支援サービス等に係る提供体制の確保に関し、サービスごとの必要な量の見込みなどについて定めるもの

さっぽろ障がい者プラン2018

障がい者計画【障害者基本法】 障がい福祉に関する基本計画

障がい福祉計画、障がい児福祉計画【障害者総合支援法、児童福祉法】

障害福祉サービス等に関する実施計画



さっぽろ障がい者プラン

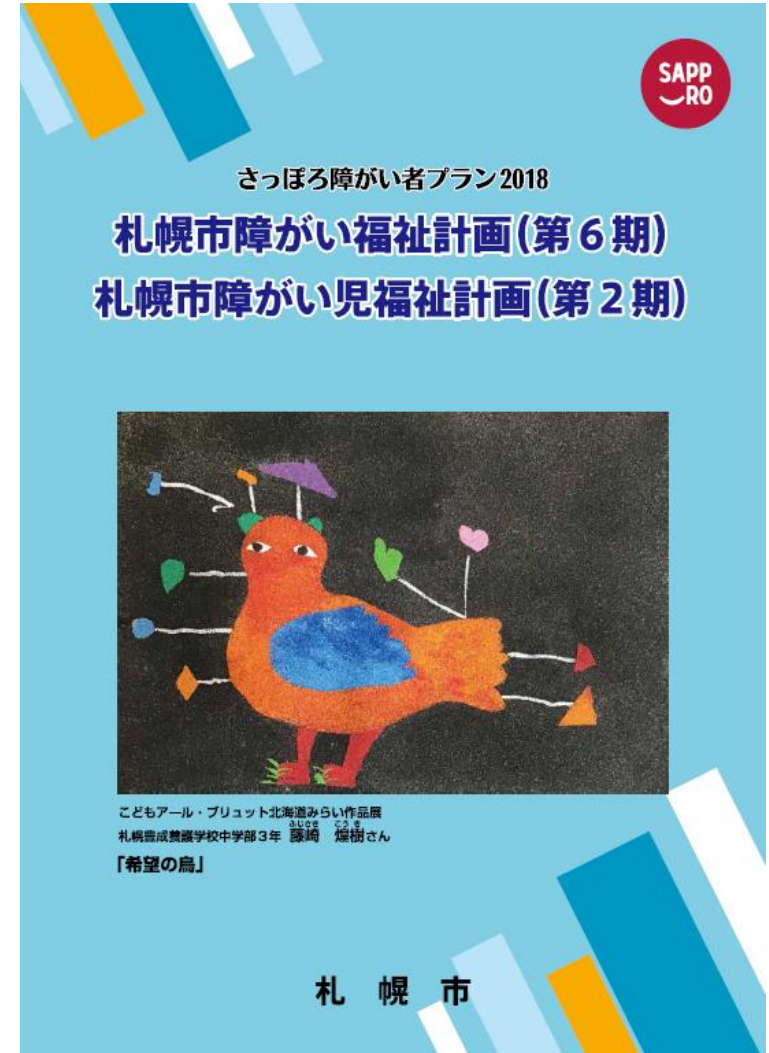
- 障がい者計画
 - 計画期間：6年間
 - 2018年4月から2024年3月まで
- 障がい福祉計画・障がい児福祉計画
 - 計画期間：3年間
 - 2021年4月から2024年3月まで

しょう しゃけいかく
障がい者計画
ねん ど ~ ねん ど
2018年度 ~ 2023年度

しょう ふくしけいかく だい き
障がい福祉計画（第5期）
しょう じふくしけいかく だい き
障がい児福祉計画（第1期）
ねん ど ~ ねん ど
2018年度 ~ 2020年度

さんこう
【参考】

しょう ふくしけいかく だい き
障がい福祉計画（第6期）
しょう じふくしけいかく だい き
障がい児福祉計画（第2期）
ねん ど ~ ねん ど
2021年度 ~ 2023年度



協議会での「地域課題」の解決の仕方

協議会

- 区毎や領域毎
⇒地域部会や専門部会
- 市域
⇒市域の協議会や
有期限のプロジェクトチーム

地域で行政を含む関係者が、
一方的でなく双方向で協働

- 自己完結に陥らない
- 他人ごとにとらえない
- 出来ることから進める
- 取り組みの成果を確認する

協議会以外での地域課題の解決の仕方 ～例えば

- | | | | |
|--|--|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> • 直接
⇒地域に働きかける | <ul style="list-style-type: none"> • 要望や陳情
⇒窓口で
議員さんに | <ul style="list-style-type: none"> • 裁判手続き
⇒弁護士に依頼や相談
裁判所に申し立て | 等 |
|--|--|---|---|